

## 昭和三十五年法律第百四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第二条）
- 第二章 地方薬事審議会（第三条）
- 第三章 薬局（第四条—第十二条）
- 第四章 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業及び製造業（第十二条—第二十条）
- 第五章 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業等（第二十一条—第二十九条）
- 第六章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業（第二十三条の二—第二十三条の二十二）
- 第二節 登録認証機関（第二十三条の二—第二十三条の二十一）
- 四十二）
- 第七章 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売業等（第二十四条—第二十四条の二）
- 第一節 医薬品の販売業（第二十四条—第二十四条の二）
- 第二節 医療機器の販売業、貸与業及び修理業（第三十九条—第四十条の四）
- 第三節 再生医療等製品の販売業（第四十条の五—第四十条の七）
- 一（第四十三条）
- 第八章 医薬品等の基準及び検定（第四十一条—第四十二条）
- 第九章 医薬品等の取扱い
- 第一節 毒薬及び劇薬の取扱い（第四十四条—第四十八条）
- 第二節 医薬品の取扱い（第四十九条—第五十五条）
- 第三節 医薬部外品の取扱い（第五十九条—第六十条）
- 第四節 化粧品の取扱い（第六十一条—第六十二条）
- 第五節 医療機器の取扱い（第六十三条—第六十五条）
- 第六節 再生医療等製品の取扱い（第六十五—第六十五条の五）
- 第十章 医薬品等の広告（第六十六条—第六十八条）

### 第十一章 医薬品等の安全対策（第六十八条の二—第六十八条の十五）

生物由来製品の特例（第六十八条の三）

### 第十二章 監督（第六十九条—第七十六条の三—第七十六条の四—第七十六条の二十五）

指定薬物の取扱い（第七十六条の四—第七十七条）

### 第十三章 指定薬物の取扱い（第七十六条の四—第七十七条）

希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品等の指定等（第七十七条の二—第七十七条の七）

### 第十六章 希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品等の指定等（第七十七条の二—第七十七条の七）

罰則（第八十三条の六—第九十一条）

### 第十七章 罰則（第七十八条—第八十三条の五）

（第七十七条）

### 第十八章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第十九章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十一章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十二章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十三章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十四章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十五章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十六章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十七章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十八章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第二十九章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第三十章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第三十一章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 第三十二章 罰則（第八十三条の六—第九十一条）

（第七十七条）

### 附則

#### 第一章 総則（目的）

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。

（国の方針）

第一条 国は、この法律の目的を達成するため、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、これらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止その他の必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

（都道府県等の責務）

第二条 都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、前条の施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。

（医薬品等の責任者）

第三条 医薬品等の責任者は、医療を受ける者に必要な薬剤及び医療機器を提供することに並びに医薬品の安定的な供給を図るとともに、当該薬局において薬剤師による前項の情報の提供に努めなければならない。

（医薬品等の販売、製造）

第四条 医薬品等の販売、製造（小分けとともに、これらの有効性及び安全性に関する

を業として行う者、第四条第一項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の開設者は、その相互間の情報交換を行うことその他の必要な措置を講ずることにより、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれららの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

を業として行う者、第四条第一項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の開設者は、その相互間の情報交換を行うことその他の必要な措置を講ずることにより、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれららの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に努めなければならない。

### 第二条（定義）

この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

一 日本薬局方に収められている物

二 人又は動物の疾患の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医疗用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの）をいふ。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）

三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び第四項、第六十八条の二十一並びに第六十八条の二十二第三項及び第四項において同じ。）及びこれらを購入し、又は譲り受けようとすると者に対し、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

（医薬部外品）

及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

（医薬部外品）

及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

知識と理解を深めるよう努めなければならない。



五 その他厚生労働省令で定める書類  
4 第一項の許可是、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 登録販売者 第三十六条の八第二項の登録を受けた者をいう。

二 薬局医薬品 要指導医薬品及び一般用医薬品以外の医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）をいう。

三 要指導医薬品 次のイからニまでに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされるものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

イ その製造販売の承認の申請に際して第十一条項に該当するとされた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けたから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。

ロ 第四十四条第一項に規定する毒薬

四 一般用医薬品 医薬品のうち、その效能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているもの（要指導医薬品を除く。）をいう。

第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。  
一 その薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

（許可の基準）

#### 四 第四十四条第二項に規定する劇薬

（名称の使用制限）

#### 第六条

医薬品を取り扱う場所であつて、第四条

第一項の許可を受けた薬局（以下単に「薬局」という。）でないものには、薬局の名称を付してはならない。ただし、厚生労働省令で定める（地域連携薬局）。

ハ 第四十四条第一項に規定する毒薬

（名称の使用制限）

#### 第六条

医薬品を取り扱う場所であつて、第四条

第一項の許可を受けた薬局（以下単に「薬局」という。）でないものには、薬局の名称を付してはならない。ただし、厚生労働省令で定める（地域連携薬局）。

二 第四十四条第二項に規定する劇薬

（名称の使用制限）

#### 第六条

医薬品を取り扱う場所であつて、第四条

第一項の許可を受けた薬局（以下単に「薬局」という。）でないものには、薬局の名称を付してはならない。ただし、厚生労働省令で定める（専門医療機関連携薬局）。

三 地域連携薬局でないものは、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

（認定の基準）

#### 第六条の四

第六条の二第一項又は前条第一項の認定の申請者が、第七十五条第四項又は第五項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者であるときは、第六条の二第一項又は前条第一項の認定を与えないことができる。

2 第六条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、第六条の二第一項及び前条第一項の認定について準用する。

（薬局の管理）

#### 第七条

薬局開設者が薬剤師（薬剤師法第八条の

二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受

二 その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制が厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

三 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。第六条の第四項、第十九条の二第二項、第二十三条の二の十七第二項及び第二十三条の三十七第二項において同じ。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するとき。

イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

ロ 第七十五条の二第一項の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

二 イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反しその違反行為があつた日から一年を経過していない者

ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者へ心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるものの業務を適切に行なうことがでない者

ト 薬局開設者の業務を適切に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない

三 前項の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

四 前項各号に掲げる事項の概要

一 氏名又は名称及び住所並びに法人についての代表者の氏名

二 その薬局における専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行うため必要な提供及び薬学的知見に基づく指導を行なう体制報を他の医療提供施設と共に有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 前項の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

四 前項各号に掲げる事項の概要

一 氏名又は名称及び住所並びに法人についての代表者の氏名

二 その薬局の名称及び所在地

三 前項各号に掲げる事項の概要

一 その他厚生労働省令で定める事項

二 その薬局の名称及び所在地

三 前項各号に掲げる事項の概要

四 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

6 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

7 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

9 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

10 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

11 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

12 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

13 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

14 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

15 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

16 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

17 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

18 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

19 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

20 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

21 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

22 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

23 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

24 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

25 第一項の認定は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。

一 構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（次号及び次条第一項において「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものである。

二 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報に適合するものである。

三 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものである。

四 前項の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人についての代表者の氏名

二 その薬局における専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行うため必要な提供及び薬学的知見に基づく指導を行なう体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものである。

三 前項各号に掲げる事項の概要

一 氏名又は名称及び住所並びに法人についての代表者の氏名

二 その薬局の名称及び所在地

三 前項各号に掲げる事項の概要

一 その他厚生労働省令で定める事項

二 その薬局の名称及び所在地

三 前項各号に掲げる事項の概要

一 その他の薬局開設者の業務を適切に行なうことがでない者として厚生労働省令で定めるものである。

二 その他の薬局開設者の業務を適切に行なうことがでない者として厚生労働省令で定めるものである。

三 前項各号に掲げる事項の概要

の所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。

一 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものである。

二 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報に適合するものである。

三 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものである。

四 前項の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人についての代表者の氏名

二 その薬局における専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行うため必要な提供及び薬学的知見に基づく指導を行なう体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものである。

三 前項各号に掲げる事項の概要

一 その他の薬局開設者の業務を適切に行なうことがでない者として厚生労働省令で定めるものである。

二 その他の薬局開設者の業務を適切に行なうことがでない者として厚生労働省令で定めるものである。

三 前項各号に掲げる事項の概要

けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下この項及び次項、第二十八条第二項、第三十一条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十五条において同じ。)であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する実務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。

2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならない。

3 薬局の管理者は、次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するため必要な能力及び経験を有する者でなければならぬ。

4 薬局の管理者(第一項の規定により薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。次条第一項及び第三項において同じ。)は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であつてはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(管理者の義務)

5 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。

6 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、薬局開設者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。

7 (薬局開設者による薬局に関する情報の提供等)及び薬局の管理者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

8 薬局の管理者が行う薬局の管理に関する業務を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならない。

3 薬局開設者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

4 薬局開設者は、第一項の規定による書面の閲覧に代え、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を用いる方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるとときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する薬局に関し必要な情報の提供を求めることができる。

6 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

(薬局開設者の遵守事項)

**第九条** 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、次に掲げる事項その他薬局の業務に關し薬局開設者が遵守すべき事項を定めることができる。

一 薬局における医薬品の試験検査その他の医薬品の管理の実施方法に関する事項

二 薬局における調剤並びに調剤された薬剤及び医薬品の販売又は授与の実施方法(その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して一般用医薬品(第四条第五項第四号)に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。)を販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に応じた当該実施方法を含む。)に関する事項

薬局開設者は、第七条第一項ただし書又は第二項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、第八条第二項の規定により述べられた薬局の管理者の意見を尊重することともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容、措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由を記録し、これを適切に保存しなければならない。

を確保するためには、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 薬局の管理に関する業務について、薬局の管理者が有する権限を明らかにすること。
- 二 薬局の管理に関する業務その他の薬局開設者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該薬局開設者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の薬局開設者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、薬局開設者の従業者に対する法令遵守のための指針を示すことその他の薬局開設者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置。

(調剤された薬剤の販売に従事する者)

**第九条の三** 薬局開設者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

**第九条の四** 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与される場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする)ことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む)により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面(当該事項が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録のを含む)において同じ)に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの(を含む)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的見に基づく指導を行わせなければならない。

3 薬局開設者は、前項の規定による情報の提供及び指導を行わせるに当たつては、当該薬剤師に、あらかじめ、当該薬剤を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。

4 薬局開設者は、第一項に規定する場合において、同項の規定による情報の提供又は指導ができないとき、その他同項に規定する薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるときは、当該薬剤を販売し、又は授与してはならない。

5 第一項又は前項に定める場合のほか、薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握させるとともに、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者に対して必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならぬ。

6 薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に第一項又は前二項に規定する情報の提供及び指導を行わせたときには、厚生労働省令で定めるところにより、当該薬剤師にその内容を記録させなければならぬ。

(薬局における掲示)

(休廃止等の届出)  
**第十条** 薬局開設者

**第十一条** 薬局開設者は、その薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局を開設したとき、又はその薬局の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

勵省令で定める事項を変更しようとするときには、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。  
(政令への委任)

**第十二条** 次の表の上欄に掲げる医薬品（体外診  
断用医薬品）を除く。

、医薬部外品又は化粧品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める厚生労働大臣の許可を受けた者にだけ、そして、表一二、三表

（三）總部子品又以之許可の重頭

第四十六條第一項に規定する種田課長

前項に該当する医薬品以外第一種医薬

業許可

仁粹昌謹述貢元美詩

省令で定めるとこにはより次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し

田名又は名稱及び住所並びに法人はあつて  
は、その代表者の氏名

### 三 第十七条第二項に規定する医薬品等総括製を有する役員の氏名

三 第十七条第二項に規定する医薬品等総括製造販売責任者の氏名

四 次条第二項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人につきては、その組織図

四 医薬品の製造業の許可を受けようとする者にあつては、第十七条第六項に規定する医薬品製造管理者の氏名

五 医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けるとする者にあつては、第十七条第十一項に規定する医薬部外品等責任技術者の氏名

六 第六項において準用する第五条第三号イから六号までに該当しない旨その他厚生労働省令

3 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品・医薬部外品又は化粧品に係る前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請者は、機構が行う当該調査を受けなければならぬ。

三 次条第一項第二号に規定する申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理に係る体制に関する書類

四  
その他厚生労働省令で定める書類  
第一項の許可は、三年を受けない政令で定め  
る期間ごとにその更新を受けなければ、その期  
間を超過しては、どうも受けんまい。

間の経過によつて、その努力を失ふ  
(許可の基準)

きは前条第一項の許可をとれないことができる。  
一 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質管理のため、更に労働省が定める

の品質管理の方法が厚生労働省令で定める基準に適合しないとき、  
一 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造又は販売を監督する

の製造販売後安全管理制度（品質・有効性及び安全性に関する事項その他適正な使用のため必要な情報の収集、検討及びその結果に基づく必要な措置）。（以下同じ。）

く必要な措置をいう（以下同じ）の方法が厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

2 第五条(第三号に係る部分に限る)の規定は、前条第一項の許可について準用する。  
（製造業の許可）

**第十三條** 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造

2 前項の許可は、厚生労働省令で定める区分に従い、厚生労働大臣が製造所ごとに与える。

第一項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出

しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名

三 その製造所の構造設備の概要  
二 法人にあつては、薬事に関する業務に責任  
一 を有する役員の氏名

五 医薬品の製造業の許可を受けようとする者にあっては、第十七条第六項に規定する医薬部外品等責任技術者の氏名

六 第六項において準用する第五条第三号から六号までに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

4 第一項の許可是、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 その製造所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、第一項の許可を与えないことができる。

6 第五条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の許可について準用する。

7 厚生労働大臣は、第一項の許可又は第四項の許可の更新の申請を受けたときは、第五項の厚生労働省令で定める基準に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

8 第一項の許可を受けた者は、当該製造所に係る許可の区分を変更し、又は追加しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

9 前項の許可については、第一項から第七項までの規定を準用する。  
(機構による調査の実施)

第十三条の二 厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)に、医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)、医薬部外品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。)又は化粧品のうち政令で定めるものに係る前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の許可の更新についての同条第七項の規定による調査を行わせるときは、当該調査を行わないものとする。この場合において、厚生労働大臣は、前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新をするときは、機構が第四項



に関する資料の一部の添付を要しないこととした医薬品について第一項の承認をする場合は、当該医薬品の使用の成績に関する調査の実施、適正な使用の確保のために必要な措置の実施その他の条件を付してするものとし、当該条件を付した同項の承認を受けた者は、厚生労働大臣で定めるところにより、当該条件に基づき収集され、かつ、作成された当該医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料を厚生労働大臣に提出し、当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査を受けなければならない。(この場合において、当該条件を付した同項の承認に係る医薬品が厚生労働省令で定める医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。

17 第一項及び第十五項の承認の申請（政令で定めるものを除く。）は、機構を経由して行うものとする。

(基準確認証の交付等)

**第十四条の二 第十三条第一項の許可を受けようとする者若しくは同項の認定を受けようとする者若しくは同項の認定を受けた者又は第十三条の二の二第一項若しくは第十三条の三の二第一項の登録を受けようとする者若しくは第十三条の二の二第一項若しくは第十三条の三の二第一項の登録を受けた者は、その製造に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品が前条第七項に規定する政令で定めるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該許可、認定又は登録を受けた所における当該医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造管理又は品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、厚生労働大臣に対し、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程の区分ごとに、その確認を求めることができる。**

2 厚生労働大臣は、前項の確認を求められたときは、書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による調査の結果、その製造所における製造管理又は品質管理の方法が前条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときは、その製造所について当該基準に適合していることが確認されたことを証するものとして、厚生労働省令で定めるところにより、第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程の区分ごとに、基準確認証を交付する。

4 前項の基準確認証の有効期間は、当該基準確認証の交付の日から起算して政令で定める期間とする。

5 第三项の規定により基準確認証の交付を受けた製造業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、速やかに、当該基準確認証を厚生労働大臣に返還しなければならない。い。

一 当該基準確認証に係る第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程について、製造管理若しくは品質管理の方法が前条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合せず、又はその製造管理若し

くは品質管理の方法によつて医薬品、医薬部外品若しくは化粧品が第五十六条（第六十条）及び第六十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品若しくは第六十八条の二十に規定する生物由来製品に該当するようになるおそれがあることを理由として、第七十二条第二項の命令を受けた場合

二 当該基準確認証を受けた製造所について、その構造設備が、第十三条第五項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によつて医薬品、医薬部外品若しくは化粧品が第五十六条に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品若しくは第六十八条の二十に規定する生物由来製品に該当するようになるおそれがあることを理由として、第七十二条第三項の命令を受けた場合

(緊急承認)

**第十四条の二の二** 第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項(第三号ハ)に係る部分を除く。)、第六項、第七項及び第十一項の規定にかかわらず、薬事審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び二年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病的まん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適當な方法がないこと。

二 申請に係る効能又は効果を有すると推定されるものであること。

三 申請に係る効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより医薬品として使用価値がないと推定されるものでないこと。

厚生労働大臣は、前項の規定による第十四条の承認に係る医薬品の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、当該品目に係る同条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうか又は当該医薬品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。こ

の場合において、前項の規定による同条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

厚生労働大臣は、第五項の申請に係る第十四条第二項第三号の規定による審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、薬事審議会の意見を聴いて、第一項の期限を一年を超えない範囲内において延長することができる。

第一項の規定により条件及び期限を付した第十四条の承認を受けた者は、その品目について、当該承認の期限（第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの）内に、改めて同条の承認の申請をしなければならない。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」とあるのは、「その医薬品の使用成績に関する資料その他の厚生労働省令で定める」とする。

前項の申請があつた場合において、同項に規定する期限内にその申請に対する処分がされないときは、第一項の規定により条件及び期限を付した第十四条の承認は、当該期限の到来後もそのままその他の」とあるのは、「その医薬品の使用成績に関する資料その他の厚生労働省令で定める」とする。

（機構による医薬品等審査等の実施）

**第十四条の一の三** 厚生労働大臣は、機構に、医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）又は化粧品のうち政令で定めるものについての第十四条の承認のための審査、同条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）、第九項並びに第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第二項及び同条第五項の規定による基準確認証の返還









高度管理医療機器	管理医療機器	第二種医療機器製造販売業	第一種医療機器製造販売業
一般医療機器	体外診断用医薬品	第三種医療機器製造販売業	許可
体外診断用医薬品	業許可	体外診断用医薬品製造販売	許可
前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 法人については、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名	三 第二十三条の二の十四第二項に規定する医療機器等総括製造販売責任者の氏名 四 次条第二項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項	2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一 法人にあつては、その組織図 二 次条第一項第一号に規定する申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に係る体制に関する書類 三 次条第一項第二号に規定する申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売後安全管理に係る体制に関する書類 四 その他厚生労働省令で定める書類
第一項の許可是、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 (許可の基準)	第一次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。	4 第一条の許可是、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	第一項の許可は、前条第一項の許可について準用する。
申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。	二 申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売後安全管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。	二 第五条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、前条第一項の許可について準用する。	2

(製造業の登録)

（製造業の登録）

**第二十三条の二の三** 業として、医療機器又は体外診断用医薬品の製造（設計を含む。以下この章及び第八十条第二項において同じ。）をしようとする者は、製造所（医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち設計、組立て、滅菌その他の厚生労働省令で定めるものをするものに限る。以下この章及び同項において同じ。）ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けなければならない。

前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 製造所の所在地

三 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

四 医療機器の製造業の登録を受けようとする者にあつては、第二十三条の二の十四第六項に規定する医療機器責任技術者の氏名

五 体外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者にあつては、第二十三条の二の十四第十一項に規定する体外診断用医薬品製造管理者の氏名

六 第四項において準用する第五条第三号いか らトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の登録について準用する。  
（医療機器等外国製造業者の登録）

**第二十三条の二の四** 外国において本邦に輸出される医療機器又は体外診断用医薬品を製造しようとする者（以下「医療機器等外国製造業者」という。）は、製造所ごとに、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録については、前条第二項（第一号、第二号及び第六号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項の規定を準用する。

（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認）

**第二十三条の二の五** 医療機器（一般医療機器並びに第二十三条の二の二十三第一項の規定によ

り指定する高度管理医療機器及び管理医療機器を除く。又は体外診断用医薬品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品及び同項の規定により指定する体外診断用医薬品を除く）の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認は、与えない。

一 申請者が、第一十三条の二第一項の許可（申請をした品目の種類に応じた許可に限る。）を受けていないとき。

二 申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所が、第二十三条の二の三第一項又は前条第一項の登録を受けていないとき。

三 申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品の名称、成分、分量、構造、使用方法、効果、性能、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査の結果、その物が次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、その申請に係る効果又は性能を有するとの認められないとき。

ロ 申請に係る医療機器が、その効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、医療機器として使用価値がないと認められるとき。

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、医療機器又は体外診断用医薬品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

四 申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が政令で定めるものであるときは、その物の製造管理又は品質管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合していると認められないとき。

第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

第一項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、第八十条の六第一項に規定する原薬等登録原簿に収められている原薬等を原料又は材料として製造されるものであるときは、第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該原薬等が同条第一項に規定する原薬等登録原簿に登録されていることを証する書面をもつて前項の規定により添付するものとされた資料の一部に代えることができる。

厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用医薬品、先駆的医療機器若しくは先駆的医薬品又は特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものである場合であつて、当該医療機器又は体外診断用医薬品の有効性及び安全性を検証するための十分な人数を対象とする臨床試験の実施が困難であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、第三項の規定により添付するものとされた臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととすることができる。

第二項第三号の規定による審査においては、当該品目に係る申請内容及び第三項前段に規定する資料に基づき、当該品目の品質、有効性及び安全性に関する調査を行うものとする。この場合において、当該品目が同項後段に規定する厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品であるときは、あらかじめ、当該品目に関する資料が同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

第一項の承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者は、その承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品が政令で定めるものであるときは、その物の製造管理又は品質管理の方法が第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、当該承認を受けようとするとき、及び当該承認の取得後三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに、厚生労働大臣の書面による調査又は実地の調査を受けなければならない。

当するときは、前項の調査を受けることを要しない。

十七第五項において準用する場合を含む。)の規定により条件及び期限を付したものを除く。)を与えられている医療機器と構造、使用方法、

た人の秘密を漏らしてはならない。これらの考  
であつた者についても、同様とする。

して行われている場合に限る。)であるものに限る。)

第一項の承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者が既に次条第一項の基準適合証又は第二十三条の二の二十四第一項の基準適合証の交付を受けている場合であつて、これらの基準適合証に係る医療機器又は体外

12 与えられている医療機器と構造、使用方法  
効果、性能等が明らかに異なるときは、第一項  
の承認について、あらかじめ、薬事審議会の意  
見を聽かなければならぬ。  
厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に關

第一項の承認を受けた者は、該品目にて承認された事項の一部を変更しようとするときは（当該変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときを除く。）は、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前項の基準適合証の有效期間は、前条第七項に規定する政令で定める期間とする。  
3 医療機器又は体外診断用医薬品について第十三条の四第二項第三号の規定により第二十二条の二の二十三の認証を取り消された者又は第

二 診断用医薬品と同一の厚生労働省令で定める区分に属するものであるとき。

し、第五項の規定に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととし、医療機器又は体外診断用医薬品について第一項の承認をする場合には、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する調査の実施、適正な使用の確保のために必要な措置の実施その他の条件を付してするものとし、当該条件を付した同項の承認を受けた者は、厚生労働省

この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。

第一項の承認を受けた者は、前項の厚生労働省令で定める軽微な変更について、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

第一項及び第十五項の承認の申請（政令で定めるものを除く。）は、機構を経由して行うものとする。

七十二条第二項の規定による命令を受けたときは、速やかに、当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法が前条第4項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準適合に適合していることを証する第一項の規定により交付された基準適合証を厚生労働大臣に返還しなければならない。

又は体外診断用医薬品を製造する製造所（同項の承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、当該製造所において、同号の基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程として行わされている場合に限る。）であるとき。

省令で定めるところにより、当該条件に基づき収集され、かつ、作成された当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料を厚生労働大臣に提出し、当該医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査を受けなければならない。この場合において、当該条件を付した同項の承

のとする。  
(基準適合証の交付等)

**第二十三条の二の六の二** 第二十三条の二の五の二  
承認の申請者が製造販売をしようとする物が、  
次の各号のいずれにも該当する医療機器又は生  
外診断用医薬品として政令で定めるものであつて、  
場合には、厚生労働大臣は、同条第二項（第一  
号ハに係る部分を除く。）、第六項、第七項、第  
九項及び第十一項の規定にかかるらず、薬事審

第一項の承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の特性その他を勘案して必要があると認めることは、当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法が第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、第一項の承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

厚生大臣は、第一項の承認の申請に係る

13 認に係る医療機器又は体外診断用医薬品が厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。

厚生労働大臣は、前項前段に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する資料その他の資料の提出があつたときは、当該資料に基づき、同項前段に規定する調査（当該医療機器又は体外診断用医薬品が同項後段の厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医

する厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときは、次に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品について当該基準に適合していることを証するものとして、厚生労働省令で定めるところにより、基準適合証を交付する。

一 当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品を受けた者が製造販売をし、又は製造販売をしようとする医療機器又は体外診断用医薬品又は本件公表の医療機器又は本件公表の医薬品

議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び二年を超えない範囲内に期限を付してその品目に係る同条の承認を与えることができる。

厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつて、厚生労働大臣は第一項の承認の申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用医薬品、先駆的医療機器若しくは先駆的医薬品又は特定用途医療機器若しくは特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該医療機器又は体外診断用医薬品についての第二項第三号の規定による審査又は第七項若しくは前項の規定による調査を、他の医療機器又は体外診断用医薬品の審査又は調査に優先して行なうことができる。

第十一項の規定により条件を付した第一項の承認を受けた者、第十二項後段に規定する資料は体外診断用医薬品の使用の成績に関する調査及び適正な使用の確保のために必要な措置の再度の実施を命ずることができる。

第十二項の規定により付した条件を変更し、又は同項前段の規定により付した条件を変更し、又は同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査及び同項前段に規定する調査を行ふものとし、当該調査の結果を踏まえ当該承認を受けた者に対する調査及び適正な使用の確保のために必要な措置の再度の実施を命ずることができる。

であつて、前号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品と同一の前条第八項第一号に規定する厚生労働省令で定める区分に属するもの（当該医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所（当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち同項第二号に規定する厚生労働省令で定めるもののみをするものを除く。以下この号において同じ。）が前号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所（当該承認を受けようとする者は又は当該承認を受けた者が製造販売をし、又は製造販売をしようとする医療機器又は

た場合において、申請に係る医療機器が、既にこの条又は第二十三条の二の十七の承認（第二十三条の二の六の二第一項（第二十三条の二の

の収集若しくは作成の委託を受けた者又はこれらの役員若しくは職員は、正当な理由なく、当該資料の収集又は作成に関するその職務上知り得

は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、当該製造所において、同号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の

による調査又は実地の調査を行なうことができる。この場合において、前項の規定による同条の承認を受けようとする者又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

**3 厚生労働大臣は、第五項の申請に係る第二十一条の二の五第二項第三号の規定による審査を行なうため特に必要があると認めるときには、薬事審議会の意見を聴いて、第一項の期限を一年を超えない範囲内において延長することができる。**

**4 第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三条の二の五の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する調査その他の厚生労働省令で定める調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。**

**5 第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三条の二の五の承認を受けた者は、その品目について、当該承認の期限（第三項の規定による延長が行われたときは、その延長後のもの）内に、改めて同条の承認の申請をしなければならない。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」とあるのは、「その他の厚生労働省令で定める」こととする。**

**6 前項の申請があつた場合において、同項に規定する期限内にその申請に対する処分がされないときは、第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三条の二の五の承認は、当該期限の到来後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。**

**(機構による医療機器等審査等の実施)**

**第二十三条の二の七 厚生労働大臣は、機構に、医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）のうち政令で定めるものについての第二十三条の二の五の承認のための審査、同条第六項、第七項、第九項及び第十三項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）、前条第二項（次条第二項において準用する場合を含む。）**

**2 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に医療機器等審査等を行わせるときは、当該医療機器等審査等を行わないものとする。この場合において、厚生労働大臣は、第二十三条の二の五の承認をするときは、機構が第六項の規定により通知する審査及び調査の結果を考慮しなければならない。**

**3 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に医療機器等審査等を行なうこととしたときは、同項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品について第二十三条の二の五の承認の申請者、同条第七項若しくは第十三項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）の調査の申請者又は第二十三条の二の六第三項の規定により基準適合証を返還する者は、機構が行なう審査、調査若しくは基準適合証の交付を受け、又は機構に基準適合証を返還しなければならない。**

**4 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行なうこととしたときは、同項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品についての第二十三条の二の五第十六項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に届け出なければならない。**

**5 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行なうこととしたときは、同項の政令で定める医療機器又は体外診断用医薬品についての第二十三条の二の二の五の承認は、前項の規定による第二十三条の二の二第二項の規定は、前項の規定による第二十三条の二の二の五の承認について準用する。**

**3 厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の規定により第二十三条の二の二の五の承認を受けた者に対して、当該承認に係る品目について、当該品目の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を厚生労働大臣に報告することその他の政令で定める措置を講ずる義務を課すことができる。（使用成績評価）**

**第二十三条の二の九 厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医療機器又は体外診断用医薬品につき第二十三条の二の五の承認（第**

**並びに第二十三条の二の二第八項の規定による調査並びに第二十三条の二の六第一項の規定による基準適合証の交付及び同条第三項の規定による基準適合証の返還の受付（以下「医療機器等審査等」という。）を行なえることができる。**

**2 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に医療機器等審査等を行なうときは、当該医療機器等審査等を行わないものとする。この場合において、厚生労働大臣は、同条第二項、第六項、第七項、第九項及び第十一項の規定にかかるわらず、薬事審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。**

**一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病的まん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医療機器又は体外診断用医薬品であり、かつ、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用以外に適切な方法がないこと。**

**二 その用途に関し、外国（医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限り、において、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することが認められている医療機器又は体外診断用医薬品であること。**

**3 第二十三条の二の二の二の五の承認は、前項の規定による第二十三条の二の二の五の承認について準用する。**

**4 第一項の申請は、申請書にその医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する資料その他医療機器又は体外診断用医薬品が厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定めた評価を行う際に得られる知見に基づき、評価を行なう場合に限られる。**

**2 厚生労働大臣は、前項の指定に係る医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する評価を行なうため特に必要があると認めるときは、調査期間を延長することができる。**

**(例外承認)**

**第二十三条の二の八 第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品としても政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第六項、第七項、第九項及び第十一項の規定にかかるわらず、薬事審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。**

**一 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病的まん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医療機器又は体外診断用医薬品であり、かつ、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用以外に適切な方法がないこと。**

**二 その用途に関し、外国（医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限り、において、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は電気通信回線を通じて提供することが認められている医療機器又は体外診断用医薬品であること。**

**3 第二十三条の二の二の二の五の承認は、前項の規定による第二十三条の二の二の五の承認について準用する。**

**4 第一項の申請は、申請書にその医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する資料その他の医療機器又は体外診断用医薬品が厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定めた評価を行なう際に得られる知見に基づき、評価を行なう場合に限られる。**

**2 厚生労働大臣は、前項の指定に係る医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績に関する評価を行なうため特に必要があると認めるときは、調査期間を延長することができる。**

**(第二十三条の二の二の二の五の承認)**

**第二十三条の二の六 第二十三条の二の二の二の五の承認を受けた者に対して、当該承認に係る品目について、当該品目の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を厚生労働大臣に報告することその他の政令で定める措置を講ずる義務を課すことができる。（使用成績評価）**

**第二十三条の二の九 厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医療機器又は体外診断用医薬品につき第二十三条の二の五の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療機器又は体外診断用医薬品の使用の成績に関する調査その他の厚生労働省令で定める調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。**

**7 第四項後段に規定する厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品につき使用成績**



(機構による製造販売の届出の受理)

条の二の七第一項の規定により機器に審査を行わせることとしたときは、医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているもの）を除く。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているもののを除く。）のうち政令で定めるものについての前条の規定による届出をしようとする者は、同条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機器に届け出なければならぬ。い。

（医療機器等総括製造販売責任者等の設置及び遵守事項）

**第二十三条の二の十四** 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行わせるために、医療機器の製造販売業者にあつては厚生労働省令で定める基準に該当する者を、体外診断用医薬品の製造販売業者にあつては薬剤師を、それぞれ置かなければならぬ。ただし、体外診断用医薬品の製造販売業者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師以外の技術者をもつてこれに代えることができる。

一 その製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に關し薬剤師を必要としないものとして厚生労働省令で定める体外診断用医薬品についてのみその製造販売をする場合

二 薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合その他の厚生労働省令で定める場合

前項の規定により医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行ふ者として置かれる者（以下「医療機器等総括製造販売責任者」という。）は、次項に規定する義務及び第四項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するためには必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

4 医療機器等総括製造販売責任者が行う医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理のため必要な業務並びに医療機器等総括製造販売責任者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定めし、意見を書面により述べなければならない。

5 医療機器の製造業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療機器の製造を実地に管理させるために、製造所ごとに、責任技術者を置かなければならぬ。

6 前項の規定により医療機器の製造を管理する者として置かれる者（以下「医療機器責任技術者」という。）は、次項及び第八項において準用する第八条第一項に規定する義務並びに第九項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

7 医療機器責任技術者は、医療機器の製造の管理を公正かつ適正に行うために必要があるときは、製造業者に対し、意見を書面により述べなければならない。

8 医療機器責任技術者については、第八条第一項の規定を準用する。

9 医療機器責任技術者が行う医療機器の製造の管理のために必要な業務及び医療機器責任技術者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

10 体外診断用医薬品の製造業者は、自ら薬剤師であつてその製造を実地に管理する場合のほか、その製造を実地に管理さるため、製造所（設計その他の厚生労働省令で定める工程のみを行う製造所を除く。）ごとに、薬剤師を置かなければならぬ。ただし、その製造の管理について薬剤師を必要としない体外診断用医薬品については、厚生労働省令で定めるところにより、薬剤師以外の技術者をもつてこれに代えることができる。

11 前項の規定により体外診断用医薬品の製造を管理する者として置かれる者（以下「体外診断用医薬品製造管理者」という。）は、次項及び第十三項において準用する第八条第一項に規定

12 ない。  
11 厚生労働省令で定める事項を遵守するためには、必要な能力及び経験を有する者でなければなら  
10 ない。  
9 8 体外診断用医薬品製造管理者は、体外診断用  
8 医薬品の製造の管理を公正かつ適正に行なうため  
7 に必要があるときは、製造業者に対し、意見を  
6 書面により述べなければならない。  
5 4 体外診断用医薬品製造管理者について、第  
4 七条第四項及び第八条第一項の規定を準用す  
3 2 る。この場合において、第七条第四項中「そ  
2 第二十三条の二の十五 厚生労働大臣は、厚生労  
1 働省令で、医療機器又は体外診断用医薬品の製  
1 造管理若しくは品質管理又は製造販売後安全管  
1 理の実施方法、医療機器等総括製造販売責任者  
1 の義務の遂行のための配慮事項その他医療機器  
1 又は体外診断用医薬品の製造販売業者がその業  
1 務に関し遵守すべき事項を定めることができ  
1 る。  
3 3 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業  
2 者は、前条第三項の規定により述べられた医療  
2 機器等総括製造販売責任者の意見を尊重すると  
1 ともに、法令遵守のために措置を講ずる必要が  
1 あるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措  
1 置の内容（措置を講じない場合にあつては、そ  
1 の旨及びその理由）を記録し、これを適切に保  
1 存しなければならない。  
3 4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、製造所に  
3 おける医療機器又は体外診断用医薬品の試験検  
2 査の実施方法、医療機器責任技術者又は体外診  
2 断用医薬品製造管理者の義務の遂行のための配  
1 慮事項その他医療機器又は体外診断用医薬品の  
1 製造業者又は医療機器等外国製造業者がその業  
1 務に関し遵守すべき事項を定めることができる。

当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。

五 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、製造販売後安全管理に係る業務のうち厚生労働省令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、その業務を適正かつ確実に行う能力のある者に委託することができる。

（医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者等の法令遵守体制）

**第二十三条の二の十五の二** 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に係る業務その他の製造販売業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するため、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に係る業務について、医療機器等総括製造販売責任者が有する権限を明らかにすること。

二 医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に係る業務その他の製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該製造販売業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に関する業務その他の製造販売業者の業務の適正化を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。

三 医療機器等総括製造販売責任者その他の厚生労働省令で定める者に、第二十三条の二の二第一項第二号及び第二十三条の二の五第二項第四号の厚生労働省令で定める基準を遵守して医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限の付与及びそれらの者が行う業務の監督その他の措置

四 前三号に掲げるもののほか、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の従業者に対する法令遵守のための指針を示すことその



四 申請に係る指定高度管理医療機器等が、前項の基準に適合していないとき。

五 申請に係る指定高度管理医療機器等が政令で定めるものであるときは、その物の製造管理又は品質管理の方法が、第二十三条の二の三第一項又は第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していると認められないとき。

第一項の認証を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に同項の厚生労働大臣が定める基準への適合性についての資料その他の資料を添付して申請しなければならない。この場合において、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。

第一項の認証を受けようとする者又は同項の認証を受けた者は、その認証に係る指定高度管理医療機器等が政令で定めるものであるときは、その物の製造管理又は品質管理の方法が第二十三条の二の五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、当該認証を受けようとするとき、及び当該認証の取得後三年を下らない政令で定める期間を経過することに、登録認証機関の書面による調査又は実地の調査を受けなければならぬ。

第一項の認証を受けようとする者又は同項の認証を受けた者は、その認証に係る指定高度管理医療機器等が次の各号のいずれにも該当するときは、前項の調査を受けることを要しない。

第一項の認証を受けようとする者又は同項の認証を受けた者が既に第二十三条の二の六第一項の基準適合証又は次条第一項の基準適合証の交付を受けている場合であつて、これらの基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品と同一の第二十三条の二の五第八項第一号に規定する厚生労働省令で定める区分に属するものであるとき。

第一項の認証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所（当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程のうち滅菌その他の厚生労働省令で定めるもののみをするものを除く。以下この号において司

じ。)が、前号の基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所(同項の認証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、当該製造品の製造工程にかかるわらず、登録認証機関は、所において、同号の基準適合証に係る医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所(同項の認証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程として行なわれている場合に限る。)であるとき。

前項の規定にかかるわらず、登録認証機関は、第一項の認証に係る指定高度管理医療機器等の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法が第二十三条の二の五基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、第一項の認証を受けようとする者は同項の認証を受けた者は、当該調査を受けなければならぬ。

第一項の認証を受けた者は、当該品目について認証を受けた事項の一部を変更しようとするとき(当該変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときを除く。)は、その変更についての当該登録認証機関の認証を受けなければならない。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。

第一項の認証を受けた者は、前項の厚生労働省令で定める軽微な変更について、厚生労働省令で定めるところにより、当該登録認証機関にその旨を届け出なければならない。

(基準適合証の交付等)

**第二十三条の二の二十四 登録認証機関は、前条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果、同条の認証に係る医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法が第二十三条の二の五第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときは、次に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品について当該基準に適合していることを証するものとして、厚生労働省令で定めるところにより、基準適合証を交付する。**

一 当該認証に係る医療機器又は体外診断用医薬品

断用医薬品と同一の第二十三条の二の五第八項第一号に規定する厚生労働省令で定める区分に属するもの（当該医療機器又は体外診断用医薬品を製造する全ての製造所（当該医療機器又は体外診断用医薬品を製造する製造所（当該認証を受けようとする者又は当該認証を受けた者が製造販売をし、又は製造販売をしようとする医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程と同一の製造工程が、当該製造所において、同号に掲げる医療機器又は体外診断用医薬品の製造工程として行われている場合に限りある。）であるものに限る。）

前項の基準適合証の有効期間は、前条第四項に規定する政令で定める期間とする。

医療機器又は体外診断用医薬品について第二十三条の四第二項第三号の規定により前条の認証を取り消された者又は第七十二条第二項の規定による命令を受けた者は、速やかに、当該医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理の方法が第二十三条の二の五第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合していることを証する第一項の規定により交付された基準適合証を登録認証機関に返還しなければならない。

（外国指定高度管理医療機器製造等事業者による製造販売業者の選任）

**第二十三条の三 外国指定高度管理医療機器製造等事業者が第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けた場合にあっては、その選任する指定高度管理医療機器等の製造販売業者は、同項の規定にかかるらず、当該認証に係る品目の製造販売をすることができる。**

2 外国指定高度管理医療機器製造等事業者は、前項の規定により選任した製造販売業者を変更したとき、又は選任した製造販売業者の氏名若しくは名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、三十日以内に当該認証をした登録認証機関に届け出なければならない。

（承継）

割  
（当該品目に係る厚生労働省令で定める資料及び情報（以下この条において「当該品目に係る資料等」という。）を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該医療機器等認証取得者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該品目に係る資料等を承継した法人は、当該医療機器等認証取得者の地位を承継する。

2 医療機器等認証取得者がその地位を承継される目的で当該品目に係る資料等の譲渡しをしたときは、譲受人は、当該医療機器等認証取得者の地位を承継する。

3 前二項の規定により医療機器等認証取得者の地位を承継した者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、相続以外の場合にあつては承継前に、厚生労働省令で定めるところにより、登録認証機関にその旨を届け出なければならない。

（準用）

**第二十三条の三の三** 基準適合性認証を受けた外国指定高度管理医療機器製造等事業者については、第二十三条の二の十五第三項の規定を準用する。

（認証の取消し等）

**第二十三条の四** 登録認証機関は、基準適合性認証を与えた指定高度管理医療機器等が、第二十三条の二の二十三第二項第四号に該当するに至つたと認めるときは、その基準適合性認証を取り消さなければならない。

2 登録認証機関は、前項に定める場合のほか、基準適合性認証を受けた者が次の各号のいいずれかに該当する場合には、その基準適合性認証を取り消し、又はその基準適合性認証を与えた事項の一部についてその変更を求めることができる。

一 第二十三条の二第一項の許可（基準適合性認証を受けた品目の種類に応じた許可に限る。）について、同条第四項の規定によりその効力が失われたとき、又は第七十五条第一項の規定により取り消されたとき。

二 第二十三条の二の二十三第三項に規定する申請書若しくは添付資料のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。



く。)のいれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消すものとする。

厚生労働大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること(外国にある登録認証機関の事業所において行われるに準適合性認証の業務については、期間を定めてその全部又は一部の停止を請求すること)ができる。

二 第二十三条の四第一項、第二十三条の五、第二十三条の八第二項、第二十三条の九、第二十三条の十第一項、第二十三条の十一、前条第一項又は次条第一項の規定に違反したとき。

二 第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一の二から第二十三条の十三までの規定による命令に違反したとき。

三 第二十三条の十四の二において準用する第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一の二から第二十三条の十三までの規定による請求に応じなかつたとき。

四 正當な理由がないのに次条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 不正の手段により第二十三条の二の二十三第一項の登録を受けたとき。

六 厚生労働大臣が、必要があると認めて、登録認証機関(外国にある登録認証機関の事業所において基準適合性認証の業務を行う場合における当該登録認証機関に限る。以下この条において同じ。)に対して、当該基準適合性認証の業務又は経理の状況に関し、報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

七 厚生労働大臣が、必要があると認めて、その職員に、登録認証機関の事務所において、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し、正當な理由なしに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

八 第六項の規定による費用の負担をしないとき。

該請求に応じなかつたときは、その登録を取り消すことができる。

4 厚生労働大臣は、前三項の規定により登録を取り消し、又は第二項の規定により基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命令する。若しくは請求したときは、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、機構に、第二項第七号の規定による検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。この場合において、機構は、当該検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

6 第二項第七号の検査に要する費用（政令で定めるものの限る。）は、当該検査を受ける登録認証機関の負担とする。  
(財務諸表の備付け及び閲覧等)

第二十三条の十七 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十一条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 指定高度管理医療機器等の製造販売業者その他利害関係人は、登録認証機関の業務時間内では、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をする場合には、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならぬ。  
一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求  
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記録した書面の交付の請求  
四 (厚生労働大臣による基準適合性認証の業務の

とき、第二十三条の十五第一項の規定による基準適合性認証の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十三条の十六第一項から第三項までの規定により第二十三条の二の二十三第一項の登録を取り消し、又は登録認証機関に対し基準適合性認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは請求したとき、登録認証機関が天災その他の事由により其準適合性認証の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるとときは、当該基準適合性認証の業務の全部又は一部を行うものとする。

厚生労働大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、機構に、当該基準適合性認証の業務の全部又は一部を行わせることとができる。

厚生労働大臣は、前二項の規定により基準適合性認証の業務の全部若しくは一部を自ら行つては一部を行わぬこととするとき、又は機構に行わせていた基準適合性認証の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

厚生労働大臣が第一項又は第二項の規定により基準適合性認証の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は機構に行わせる場合における其準適合性認証の業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。(政令への委任)

**第二十三条の十九** この節に定めるもののほか、指定高度管理医療機器等の指定、登録認証機関の登録、製造販売品目の認証その他登録認証機関の業務に関し必要な事項は、政令で定める。

**第六章 再生医療等製品の製造販売業及び製造業**

(製造販売業の許可)

**第二十三条の二十 再生医療等製品は、厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、業として、製造販売をしてはならない。**

前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。

- 二 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

三 第二十三条の三十四第二項に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者の氏名

四 次条第二項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人につきは、その組織図

二 次条第一項第一号に規定する申請に係る再生医療等製品の品質管理に係る体制に関する体制に関する書類

三 次条第一項第二号に規定する申請に係る再生医療等製品の製造販売後安全管理に係る体制に関する書類

四 その他厚生労働省令で定める書類

第二十三条の二十一 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

一 申請に係る再生医療等製品の品質管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

二 申請に係る再生医療等製品の製造販売後安全管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、前条第一項の許可について準用する。  
(製造業の許可)

第二十三条の二十二 再生医療等製品の製造業の許可を受けた者でなければ、業として、再生医療等製品の製造をしてはならない。

二 前項の許可是、厚生労働省令で定める区分に従い、厚生労働大臣が製造所ごとに与える。

三 第一項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 その製造所の構造設備の概要

三 法人にあつては、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

- 四 第二十三条の三十四第六項に規定する再生医療等製品製造管理者の氏名  
五 第六項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

第一項の許可是、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

その製造所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないときは、第一項の許可を与えないことができる。

第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の許可について準用する。

第七条 厚生労働大臣は、第一項の許可又は第四項の許可の更新の申請を受けたときは、第五項の厚生労働省令で定める基準に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

第八条 第一項の許可を受けた者は、当該製造所に係る許可の区分を変更し、又は追加しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第九条 前項の許可については、第一項から第七項までの規定を準用する。

（機構による調査の実施）

**第二十三条の二十三** 厚生労働大臣は、機構に、再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているもの）を除く。（以下この条において同じ。）のうち政令で定めるものに係る前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。（以下この条において同じ。）の許可の更新についての同条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する調査を行わせることができる。

第二条 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に調査を行わせるときは、当該調査を行わないものとする。（この場合において、厚生労働大臣は、前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新をするときは、機構が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮しなければならない。）

第三条 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める再生医療等製品に係る前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新の申請者は、機構が行う当該調査を受けなければならぬ。

- 5 機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

（再生医療等製品外国製造業者の認定）

**第二十三条の二十四** 外国において本邦に輸出される再生医療等製品を製造しようとする者（以下「再生医療等製品外国製造業者」という。）は、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、厚生労働省令で定める区分に従い、製造所ごとに与える。

3 第一項の認定については、第二十三条の二十二第三項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第四項から第九項まで並びに前条の規定を準用する。この場合において、第二十三条の二十二第三項から第八項までの規定中「許可」とあるのは「認定」と、同条第九項中「許可」とあるのは「認定」と、「第一項」とあるのは「第二項」と、前条第一項中「前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の許可の更新についての同条第七項」とあるのは「次条第一項若しくは同条第三項において準用する前条第八項の認定又は次条第三項において準用する前条第四項（次条第三項において準用する前条第九項）」と、同条第二項及び第三項中「前条第一項若しくは第八項の許可又は同条第四項の許可の更新」とあるのは「次条第一項若しくは同条第三項において準用する前条第八項の認定又は次条第三項において準用する前条第四項の認定」と読み替えるものとする。

（再生医療等製品の製造販売の承認）

**第二十三条の二十五** 再生医療等製品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認は、与えない。

一 申請者が、第二十三条の二十一第一項の許可を受けないとき。

二 申請に係る再生医療等製品を製造する製造所が、第二十三条の二十二第一項の許可（申請をした品目について製造ができる区分に係るものに限る。）又は前条第一項の認定（申請をした品目について製造ができる区分に係るものに限る。）を受けていないとき。

三 申請に係る再生医療等製品の名称、構成細胞、導入遺伝子、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査の結果、その物が次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 申請に係る効能、効果又は性能を有すると認められないとき。

ロ 申請に係る効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、再生医療等製品として使用価値がないと認められるとき。

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、再生医療等製品として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

四 申請に係る再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合していると認められないとき。

第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。この場合において、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。

第一項の承認の申請に係る再生医療等製品が、第八十条の六第一項に規定する原薬等登録原簿に收められている原薬等を原料又は材料として製造されるものであるときは、第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該原薬等が同条第一項に規定する原薬等登録原簿に登録されることを証する書面をもつて前項の規定により添付する



3 他のを勘案して必要があると認めるときは、当該品目に係る同条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうか又は当該再生医療等製品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法が同条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、前項の規定による同条の承認を受けようとする者は又は同項の規定による同条の承認を受けた者は、当該調査を受けなければならない。

2 前条第一項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三条の二十五の承認について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「三年」とあるのは「一年」と、同条第五項中「同条第一項」とあるのは「第二十三条の「十五」と読み替えるものとする。

(機構による再生医療等製品審査等の実施)

**第二十三条の二十七** 厚生労働大臣は、機構による再生医療等製品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条例において同じ。)のうち政令で定めるものについての第二十三条の二十五の承認のための審査、同条第五項及び第六項(これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。)並びに第八項、第二十三条の二十五の二において準用する第十四条の二第二項並びに前条第二項(次条第一項において準用する場合を含む。)の規定による調査並びに第二十三条の二十五の二において準用する第十四条の二第三項の規定による基準確認証の交付及び第二十三条の二十五の二において準用する第十四条の二第五項の規定による基準確認証の返還の受付(以下「再生医療等製品審査等」という。)を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により機構による再生医療等製品審査等を行わせるときは、当該再生医療等製品審査等を行わないものとする。(この場合において、厚生労働大臣は、第二十三条の二十五の承認をするときは、機構が第六項の規定により通知する再生医療等製品審査等の結果を考慮しなければならない。)

3 厚生労働大臣が第一項の規定により機構による医療等製品審査等を行わせることとしたときは、同項の政令で定める再生医療等製品につい

六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の二十五の二において準用する第十四条の二第二項の規定による調査の申請者又は第二十三条の二十五の二において準用する第十四条の二第五項の規定により基準確認証を返還する者は、機構が行う審査、調査若しくは基準確認証の交付を受け、又は機構に基準確認証を返還しなければならない。

七 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める再生医療等製品についての第二十三条の二十六第三項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告をしようとする者は、第二十三条の二十六第三項の規定にかかわらず、機構に報告しなければならない。

八 機構は、再生医療等製品審査等を行つたとき、第四項の規定による届出を受理したときは、又は前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該再生医療等製品審査等の結果、届出の状況又は報告を受けた旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に通知しなければならない。

九 機構が行う再生医療等製品審査等に係る処分（再生医療等製品審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

二　国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病的まん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な再生医療等製品であり、かつ、当該再生医療等製品の使用以外に適当な方法がないこと。

二　その用途に関し、外国（再生医療等製品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる再生医療等製品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。）において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている再生医療等製品であること。

第二十三条の二十六の二第二項の規定は、前項の規定による第二十三条の二十五の承認について準用する。

3　厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の規定により第二十三条の二十五の承認を受けた者に対して、当該承認に係る品目について、当該品目の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を厚生労働大臣に報告することとその他の政令で定める措置を講ずる義務を課すことができる。

（新再生医療等製品等の再審査）

第二十三条の二十九　次の各号に掲げる再生医療等製品につき第二十三条の二十五の承認（第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの）を除く。以下この条及び第二十三条の二第一項において同じ。）を受けた者は、当該再生医療等製品について、当該各号に定める期間内に申請して、厚生労働大臣の再審査を受けなければならない。

一　既に第二十三条の二十五の承認又は第二十三条の三十七の承認（同条第五項において準用する第二十三条の二十六第一項又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの）をえられたる再生医療等製品と構成細胞、導入遺伝子、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能等が明らかに異なる再生医療等製品として厚生労働大臣がその承認の際指示したものの（以下「新再生医療等製品」という。）次に掲げる期間（以

下この条において「調査期間」という。)を経過した日から起算して三月以内の期間(次号において「申請期間」という。)

イ 希少疾病用再生医療等製品、先駆的再生医療等製品その他厚生労働省令で定める再生医療等製品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものについては、その承認のあつた日後六年を超えて十年を超えない範囲内において厚生労働大臣の指定する期間

ロ 特定用途再生医療等製品又は既に第二十三条の二十五の承認若しくは第二十三条の三十七条の承認を与えられている再生医療等製品と効能、効果若しくは性能のみが明らかに異なる再生医療等製品(イに掲げる再生医療等製品を除く。)その他厚生労働省令で定める再生医療等製品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものについては、その承認のあつた日後六年に満たない範囲内において厚生労働大臣の指定する期間

ハ イ又はロに掲げる再生医療等製品以外の再生医療等製品については、その承認のあつた日後六年

二 新再生医療等製品(当該新再生医療等製品につき第二十三条の二十五の承認又は第二十三条の三十七条の承認のあつた日後調査期間(次項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間)を経過しているものを除く。)と構成細胞、導入遺伝子、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能等が同一性を有すると認められる再生医療等製品として厚生労働大臣がその承認の際指示したものの当該新再生医療等製品に係る申請期間(同項の規定による調査期間の延長が行われたときは、その延長後の期間に基づいて定められる申請期間)に合致するように厚生労働大臣が指示する期間

厚生労働大臣は、新再生医療等製品の再審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、薬事審議会の意見を聴いて、調査期間を、その承認のあつた日後十年を超えない範囲内において延長することができる。

厚生労働大臣の再審査は、再審査を行う際に得られている知見に基づき、第一項各号に掲げる再生医療等製品が第二十三条の二十五第二項

第三号イからハまでのいづれにも該当しない」とを確認することにより行う。

第一項の申請は、申請書にその再生医療等製品の使用成績に関する資料その他厚生労働省令で定める資料を添付してしなければならない。この場合において、当該申請に係る再生医療等製品が厚生労働省令で定める再生医療等製品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

第三項の規定による確認においては、第一項各号に掲げる再生医療等製品に係る申請内容及び前項後段に規定する資料に基づき、当該再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に関する調査を行うものとする。この場合において、第一項各号に掲げる再生医療等製品が前項後段に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品であるときは、あらかじめ、当該再生医療等製品に係る資料が同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行ふものとする。

第一項各号に掲げる再生医療等製品につき第二十三条の二十五の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該再生医療等製品の使用の成績に関する調査その他厚生労働省令で定める調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第四項後段に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品につき再審査を受けるべき者、同項後段に規定する資料の収集若しくは作成の委託を受けた者又はこれらの役員若しくは職員は、正当な理由なく、当該資料の収集又は作成に関しその職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であつた者についても、同様とする。

(準用)

(再生医療等製品の再評価)

第二十三条の三十一 第二十三条の二十五の承認を受けている者は、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて再生医療等製品の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、その指定に係る再生医療等製品について、厚生労働大臣の再評価を受けなければならない。

厚生労働大臣の再評価は、再評価を行う際に得られている知見に基づき、前項の指定に係る再生医療等製品が第二十三条の二十五第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを確認することにより行う。

第一項の公示は、再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を併せ行うものとする。

第一項の指定に係る再生医療等製品が厚生労働省令で定める再生医療等製品であるときは、再評価を受けるべき者が提出する資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。

第二項の規定による確認においては、再評価を受けるべき者が提出する資料に基づき、第一項の指定に係る再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に関する調査を行うものとする。この場合において、同項の指定に係る再生医療等製品が前項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品であるときは、あらかじめ、当該再生医療等製品に係る資料が同項の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

第四項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品につき再評価を受けるべき者、同項に規定する資料の収集若しくは作成の委託を受けた者又はこれらの役員若しくは職員は、正当な理由なく、当該資料の収集又は作成に関しその職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であつた者についても、同様と

る。

（再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認）

**第二十三条の三十二条の二 第二十三条の二十五第五項第一項の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申し出て、当該承認を受けた品目について承認された事項の一部の変更に係る計画（以下この条において「変更計画」という。）が、次の各号のいずれにも該当する旨の確認を受けることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。**

一 当該変更計画に定められた変更が、製造方法その他の厚生労働省令で定める事項の変更であること。

二 第四十二条第一項の規定により定められた基準に適合しないこととなる変更その他のの厚生労働省令で定める変更に該当しないこと。

三 当該変更計画に従つた変更が行われた場合に、当該変更計画に係る再生医療等製品が次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。

イ 当該再生医療等製品が、その効能、効果に係る効能、効果又は性能を有すると認められないこと。

ロ 当該再生医療等製品が、その効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、再生医療等製品として使用価値がないと認められること。

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、再生医療等製品として不適当なものとして、厚生省令で定める場合に該当すること。

に影響を与えるおそれがある変更として厚生労

4 勤省令で定めるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その変更を行う再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法が、第二十三条の二十五第二項第四号の厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

5 厚生労働大臣は、第一項の確認を受けた変更計画が同項各号のいずれかに該当していないかつたことが判明したとき、第三項の確認を受けたことと同一の確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消さなければならない。

6 第一項の確認を受けた者（その行おうとする変更が第三項の厚生労働省令で定めるものであるときは、第一項及び第三項の確認を受けた者）は、第二十三条の二十五の承認を受けた再生医療等製品に係る承認された事項の一部について第一項の確認を受けた変更計画に従つた変更を行う日の厚生労働省令で定める日数前までに、厚生労働省令で定めるところによつて、厚生労働大臣に当該変更を行ふ旨を届け出たときは、同条第十一項の厚生労働大臣の承認を受けることを要しない。

7 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る変更が第一項の確認を受けた変更計画に従つた変更であると認められないときは、その届出を受理した日から前項の厚生労働省令で定める日数以内に限

## 第二十三条の三十 再生医療等製品（専ら動物の

6 生医療等製品であるときは、あらかじめ、当該再生医療等製品に係る資料が同項の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

第四項に規定する厚生労働省令で定める再生医療等製品につき再評価を受けるべき者、同項に規定する資料の収集若しくは作成の委託を受けた者又はこれらの中若しくは職員は、正当な理由なく、当該資料の収集又は作成に関しその職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であつた者についても、同様と

次のイからハまでのいづれにも該当しない。

次のイからハまでのいづれにも該当しないこと。

イ 当該再生医療等製品が、その変更前の承認に係る効能、効果又は性能を有すると認められないこと。

ロ 当該再生医療等製品が、その効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有するることにより、再生医療等製品として使用する価値がないと認められること。

ハ イ又はロに掲げる場合のほか、再生医療等製品として不適当なものとして、厚生省令で定める場合に該当すること。

けた再生医療等製品に係る承認された事項の一

7  
けた再生医療等製品に係る承認された事項の一部について第一項の確認を受けた変更計画に従つた変更を行う日の厚生労働省令で定める日数以前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該変更を行いう旨を届け出たときは、同条第十一項の厚生労働大臣の承認を受けることを要しない。

厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る変更が第一項の確認を受けた変更計画に従つた変更であると認められないときは、その届出を受理した日から前項の厚生労働省令で定める日数以内に限





記載した申請書をその店舗の所在地の都道府県 知事に提出しなければならない。	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名
二 その店舗の名称及び所在地	三 その店舗において医薬品の販売又は授与の 業務を行う体制の概要
四 その店舗において医薬品の販売又は授与の 業務を行なう体制の概要	五 法人にあつては、薬事に関する業務に責任 を有する役員の氏名
六 第五項において準用する第五条第三号イカ ラトまでに該当しない旨その他厚生労働省令 で定める事項	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し なければならぬ。
一 その店舗の平面図	二 第二十八条第一項の規定によりその店舗を その指定する者に実地に管理させる場合にあ つては、その指定する者の氏名及び住所を記 載した書類
二 第二十八条第一項の規定によりその店舗を その指定する者に実地に管理させる場合にあ つては、その指定する者の氏名及び住所を記 載した書類	三 第二項の許可を受けようとする者及び前号 の者以外にその店舗において薬事に関する実 務に従事する薬剤師又は登録販売者（第四条 第五項第一号に規定する登録販売者をいう。 以下同じ。）を置く場合にあつては、その薬 剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載し た書類
四 その店舗において販売し、又は授与する医 薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品に係る 厚生労働省令で定める区分を記載した書類	五 その店舗においてその他の店舗以外の場所に いわゆる者に対して一般用医薬品を販売し、又は授 与する場合にあつては、その者との間の通信 手段その他の厚生労働省令で定める事項を記 載した書類
六 その他厚生労働省令で定める書類	七 その他の厚生労働省令で定めるときは、第一 項の許可を与えないことができる。
八 第二十九条第一項の規定によりその店舗を その指定する者に実地に管理させる場合にあ つては、その指定する者の氏名及び住所を記 載した書類	九 その店舗の構造設備が、厚生労働省令で定 める基準に適合しないとき。
十 薬剤師又は登録販売者を置くことその他そ の店舗において医薬品の販売又は授与の業務 を行なう体制が適切に医薬品を販売し、又は授 与するため必要な基準として厚生労働省令で定 めるための許可について準用する。	十一 その店舗の構造設備が、厚生労働省令で定 める基準に適合しないとき。
十二 第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定 は、第一項の許可について準用する。	十三 その店舗の構造設備が、厚生労働省令で定 める基準に適合しないとき。

（店舗の管理）	第二十七条 店舗販売業者（店舗販売業の許可を 受けた者をいう。以下同じ。）は、薬局医薬品 (第四条第五項第二号に規定する薬局医薬品を いう。以下同じ。)を販売し、授与し、又は販 売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列 してはならない。
（店舗の管理）	第二十八条 店舗販売業者は、その店舗を、自ら 実地に管理し、又はその指定する者に実地に管 理させなければならない。
（店舗の管理）	前項の規定により店舗を実地に管理する者 (以下「店舗管理者」という。)は、厚生労働省 令で定めるところにより、薬剤師又は登録販売 者でなければならない。
（店舗の管理）	店舗販売業者は、次条第一項及び第二項に規定 する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働 省令で定めるところにより、次の各号に掲げる 実地に管理する者を指定する。
（店舗の管理）	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名

（店舗管理者の義務）	第二十九条 店舗販売業者は、店舗の管理に 関する義務その他他の店舗販売業者の業務を適正 に遂行することにより、薬事に関する法令の規 定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定 めるところにより、次の各号に掲げる措置を講 じなければならない。
（店舗管理者の義務）	一 店舗管理者は、その店舗以外の場所で業とし て店舗の管理その他薬事に関する実務に従事す る者であつてはならない。ただし、その店舗の 所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、 この限りでない。
（店舗管理者の義務）	二 店舗の管理に従事する業務その他の店舗販売 業者の業務の遂行が法令に適合することを確 保するための体制、当該店舗販売業者の薬事 に関する業務に責任を有する役員及び従業者 の業務の監督に係る体制その他の店舗販売業 者の業務の適正を確保するため必要なもの として厚生労働省令で定める体制を整備する こと。
（店舗管理者の義務）	三 前二号に掲げるもののほか、店舗販売業者 の従業者に対して法令遵守のための指針を示 すことその他の店舗販売業者の業務の適正な 遂行に必要なものとして厚生労働省令で定め る措置
（店舗における掲示）	四 第二十九条の四 店舗販売業者は、前項各号に掲げる措置の内 容を記録し、これを適切に保存しなければなら ない。

（店舗における掲示）	第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定 は、第一項の許可について準用する。
（配置販売業の許可）	第六条 配置販売業の許可を受けた者は（以下 「配置販売業者」という。）は、一般用医薬品の うち経年変化が起こりにくいくことその他の厚生 労働大臣の定める基準に適合するもの以外の医 薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与 の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
（配置販売業の許可）	第七条 配置販売業者は、その業務に係 る都道府県の区域を、自ら管理し、又は当該都 道府県の区域内において配置販売に従事する配 置販売業者のうちから指定したものに管理させなけれ ばならない。
（都道府県との区域の管理）	第八条 配置販売業者は、その業務に係 る都道府県の区域を、自ら管理し、又は当該都 道府県の区域内において配置販売に従事する配 置販売業者のうちから指定したものに管理させなけれ ばならない。
（区域管理）	第九条 配置販売業の許可は、配置しようとす る区域をその区域に含む都道府県ごとに、その 都道府県知事が与える。





**(販売方法等の制限)**  
**第三十七条** 薬局開設者又は店舗販売業者は店舗による販売又は授与以外の方法により、配置販売業者は配置以外の方法により、それぞれ医薬品を販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で医薬品を貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 配置販売業者は、医薬品の直接の容器又は直接受けの皮袋、内袋を含まない。第二二四及び第三十一条第一項に規定する外袋を除く。

接の被包（内袋を含まない 第五十四条及び第五十五条第一項を除き、以下同じ。）を開き、五十七条第一項の規定による医薬品を分割販売してはならない。

おいて一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用す  
る者、つとめどつて場合によつて三者効力合

（高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可）

**第三十九条** 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」といいう。）の販売業又は貸与業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、高度管理医療機器等を販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラム（高度管理医療機器のうちプログラムであるものをいいう。以下この項において同じ。）を電気通信回線を通じて提供してはならない。ただし、高度管理医療機器等の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入をした高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者又は貸与業者に、高度管理医療機器等の製造業者がその製造した高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供するときは、この限りでない。

前項の許可是、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、次条第一項及び第三十九条の三第一項において同じ。）が与える。

第一項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書をその営業所の所在都道府県知事に提出しなければならない。

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二、その営業所の構造設備の概要

三、法人にあつては、事業に関する業務に責任を有する役員の氏名

四、次条第一項に規定する高度管理医療機器等の営業所管理者の氏名

五、第五項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

第40条	<p>第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は貸与業については、第七条第三項、第八条、第九条（第一項各号を除く。）、第九条の二、第十条第一項及び第十二条の規定を準用する。この場合において、第七条第三項中「次条第一項」とあるのは、「第四十条第一項において準用する次条第一項」と、「同条第三項」とあり、及び「同項」とあるのは、「第四十条第一項において準用する次条第三項」と、第九条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の営業所における高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の実施方法」と読み替えるものとする。</p> <p>前条第一項の管理医療機器の販売業又は貸与業については、第九条第一項（各号を除く。）第九条の二及び第十条第一項の規定を準用する。この場合において、第九条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業又は貸与業の営業所における管理医療機器の品質確保の実施方法」と読み替えるものとする。</p> <p>一般医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）を業として販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は一般医療機器のうちプログラムであるものを電気通信回線を通じて提供しようとする者（第三十九条第一項の許可を受けた者及び前条第一項の規定による届出を行つた者を除く。）については、第九条第一項（各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「一般医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）の販売業又は貸与業の営業所における一般医療機器の品質確保の実施方法」と読み替えるものとする。</p> <p>前三項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
------	---



被包に、白地に赤枠、赤字をもつて、その品名及び「劇」の文字が記載されていなければならない。

3 前二項の規定に触れる毒薬又は劇薬は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。  
(開封販売等の制限)

第四十五条 店舗管理者が薬剤師である店舗販売業者及び医薬品営業所管理者が薬剤師である卸売販売業者以外の医薬品の販売業者は、第五十八条の規定によつて施された封を開いて、毒薬又は劇薬を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

#### (譲渡手続)

第四十六条 薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者(第三項及び第四項において「薬局開設者等」という。)は、毒薬又は劇薬については、譲受人から、その品名、数量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、住所及び職業が記載され、厚生労働省令で定めるところにより作成された文書の交付を受けなければ、これを販売し、又は授与してはならない。

2 薬剤師等に対し、その身分に関する公務所の証明書の提示を受けて毒薬又は劇薬を販売し、又は授与するときは、前項の規定を適用しない。薬剤師等であつて常時取引関係を有するものに販売し、又は授与するときも、同様とする。

3 第一項の薬局開設者等は、同項の規定による文書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受人の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該薬局開設者等は、当該文書の交付を受けたものとみなす。

4 第一項の文書及び前項段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。)は、当該交付又は提供を受けた薬局開設者等において、当該毒薬又は劇薬のとみなす。

譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

(交付の制限)

第四十七条 毒薬又は劇薬は、十四歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、交付してはならない。

#### (貯蔵及び陳列)

第四十八条 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場合には、かぎを施さなければならぬ。

#### 第二節 医薬品の取扱い

(処方箋医薬品の販売)

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者

は、医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者以外の者に対する正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

2 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、その薬剤師から処方箋の交付を受けた者に対して前項に規定する医薬品を販売し、又は授与したときは、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に

販売し、又は授与するときは、この限りでない。

3 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

(直接の容器等の記載事項)

第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されていないければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 製造販売業者の氏名又は名称及び住所

二 名称(日本薬局方に収められている医薬品にあつては日本薬局方における定められた名称、その他の医薬品で一般的の名称があるものにあつてはその一般的の名称)

三 製造番号又は製造記号

四 重量、容量又は個数等の内容量

五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載する

六 要指導医薬品にあつては、厚生労働省令で定める事項

七 一般用医薬品にあつては、第三十六条の七第一項に規定する区分ごとに、厚生労働省令で定める事項

八 第四十二条第三項の規定によりその基準が定められた体外診断用医薬品にあつては、そ

の基準において直接の容器又は直接の被包に記載するようして定められた事項

九 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、「貯法、有效期記載するようして定められた事項

十 日本薬局方に収められていない医薬品につれては、その有効成分の名称(一般的の名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)

十一 習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—習慣性あり」の文字

十二 前条第一項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—医師等の処方箋により使用すること」の文字

十三 厚生労働大臣が指定する医薬品にあつては、「注意—人体に使用しないこと」の文字

十四 厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、その使用の期限

十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

三十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

三十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

三十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

三十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

三十四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

三十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

三十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

し、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2 要指導医薬品 一般用医薬品その他の厚生労働省令で定める医薬品は、これに添付する文書又はその容器若しくは被包に、当該医薬品に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、次に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意

二 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方において当該医薬品の品質、有効性及び安全性に連する事項として記載するようして定められた事項

三 第四十一条第三項の規定によりその基準が定められた体外診断用医薬品にあつては、その基準において当該体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に連する事項として記載するようして定められた事項

四 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、その基準において当該医薬品の品質、有効性及び安全性に連する事項として記載するようして定められた事項

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十四 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

。







製品であつて、その性状、品質又は性能がその承認の内容と異なるもの（第二十三条の二十五第十二項（第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反していなきものを除く。）

2 厚生労働大臣は、前項に規定する特殊疾病を定める政令について、その制定又は改廃に関する閣議を求めるには、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴かなければならない。ただし、薬事審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製

は、その基準において当該体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に関連する事項として公表するよう定められた事項 第四十二条第一項の規定によりその基準が定められた医薬品にあつては、その基準において当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関連する事項として公表するよう

定めるところにより、当該医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品を購入し、借り受け、若しくは譲り受け、又は医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供を受けようとする者に對し、前条第二項に規定する注意事項等情報を提供を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止)

水 全性に関連する事項として公表するよう規定された事項

（注意事項等情報の届出等）  
第六十八条の二の三 医薬品、医療機器又は再生  
ならない。

医療等製品の製造販売業者は、厚生労働大臣が指定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療

等製品の製造販売をするときは、あらかじめ

厚生労働省令で定めるところにより、当該医薬品の第五十二条第二項各号に掲げる事項若しく

は第六十八条の二第二項第一号に定める事項、当該医療機器の第六十三条の二第二項各号に掲

三回目が相手の第六一十三条の二第一項第一号に該する事項若しくは第六十三条の二第二項第二号に該する事項又は第六十三条の二第三項第二号に該する事項

は定める事項又は当該再生医療等製品の同項第三号に定める事項のうち、使用及び取扱い上の

必要な注意その他の厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならぬ。こ

それを変更しようとすると、同様とする。

2  
医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者は、前項の規定による届出をしたとき

には、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに該医薬品の第五十二条第二項各号に掲げ

る事項若しくは第六十八条の二第一項第一号に  
該する事項、当該三種機器の第六二三六〇二萬

定める事項 当該医療機器の第六十三条の二第一項各号に掲げる事項若しくは第六十八条の一

第二項第二号に定める事項又は当該再生医療等製品の同項第三号に定める事項について、電子

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならぬ

の技術を利用する方法はより公表しなければならない。

**第六十八条の二の四** 厚生労働大臣は、機構による注意事項等情報の届出の受理

医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。次項において同

（専ら動物のために使  
じ）。若しくは医療機器（専ら動物のために使  
じ）。

用されることが目的とされているものを除く、同項において同じ。」であつて前条第一項の厚

生労働大臣が指定するもの又は再生医療等製品（専用動物のため）を使用することが目的とする

（重い動物の行動に付けるものと、それと並んで、他の動物の行動を示すものと、これら二つのうちのどちらかを除く。次項において同じ。）に

ついての前条第一項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができる。

2 厚生労働大臣が前項の規定により機構に届出  
の受理に係る事務を行わせることとしたとき

卷之三





に、再生医療等製品又は当該再生医療等製品の原料若しくは材料についての同条第三項の規定による調査を行わせることができる。

3

厚生労働大臣が第一項の規定により機構に情報の整理を行わせることとしたときは、同項の政令で定める再生医療等製品又は当該再生医療等製品の原料若しくは材料に係る前条第一項の規定による報告をしようとする者は、同項の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に報告しなければならない。

4

機構は、第一項の規定による情報の整理又は第二項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知しなければならない。

## 第十二章 生物由来製品の特例

(生物由来製品の製造管理者)

**第六十八条の十六** 第十七条第五項及び第十項並びに第二十三条の二の十四第五項及び第十項の規定にかかるわらず、生物由来製品の製造業者は、当該生物由来製品の製造については、厚生労働大臣の承認を受けて自らその製造を実地に管理する場合のほか、その製造を実地に管理するために、製造所(医療機器又は体外診断用医薬品たる生物由来製品については、その製造工程のうち第二十三条の二の三第一項に規定する設計、組立て、滅菌その他の厚生労働省令で定めるものをするものに限る)ごとに、厚生労働大臣の承認を受けて、医師、細菌学的知識を有する者その他の技術者を置かなければならぬ。

2 前項に規定する生物由来製品の製造を管理する者については、第七条第四項及び第八条第一項の規定を準用する。この場合において、第七条第四項中「その薬局の所在地の都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

### (直接の容器等の記載事項)

**第六十八条の十七** 生物由来製品は、第五十条各号、第五十九条各号、第六十一条各号又は第六十三条第一項各号に掲げる事項のほか、その直接の容器又は直接の被包に、次に掲げる事項が記載されなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 生物由来製品(特定生物由来製品を除く。)にあつては、生物由来製品であることと示す厚生労働省令で定める表示

二 特定生物由来製品にあつては、特定生物由来製品であることを示す厚生労働省令で定める表示

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

特定生物由来製品承認取得者等又はこれらの  
又は保存の事務の全部又は一部を委託するこ  
ができる。この場合において、生物由来製品承  
認取得者等は、あらかじめ、厚生労働省令で定  
める事項を厚生労働大臣に届け出なければなら  
ない。

役員若しくは職員は、正当な理由なく、第四項の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するためには講ずる措置の実施に関し、その職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの方であつた者についても、同様とする。

前各項に定めるもののほか、第一項、第三項及び第四項の規定によらず、保育の事務

及て第四項の規定による記録及び保存の事務（次条において「記録等の事務」という。）に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

知事は、生物由来製品承認取得者等の委託を受けた者、生物由来製品の販売業者若しくは貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の管理者に対し、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うことができる。

(生物由来製品に関する感染症定期報告)  
**第六十八条の二十四** 生物由来製品の製造販売業者、外国製造医薬品等特例承認取得者又は外国製造医療機器等特例承認取得者は、厚生労働省令で定めるところにより、その製造販売をし、

又は第十九条の二若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けた生物由来製品又は当該生物由来製品の原料若しくは材料による感染症に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき当該生物由来製品を評価し、その成果を厚生労働大臣に定期的に報告しなければならない。

厚生労働大臣は、毎年更に前項の規定による

3 報告の状況について薬事審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、生じた物由来製品の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣は、前項の報告又は措置を行つ

に当たつては、第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

(機構による感染症定期報告に係る情報の整理及び調査の実施)

**第六十八条の二十五** 厚生労働大臣は、機構に、生物由来製品(専ら動物のために使用されるこ

3 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に情報の整理を行わせることとしたときは、同項の規定による調査を行わせることができる。

政令で定める生物由来製品又は当該生物由来製品の原料若しくは材料に係る前条第一項の規定による報告をしようとする者は、同項の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、幾箇に報告しなければならない。

機構は、第一項の規定による情報の整理又は第二項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生省令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知しなければならない。

**第六十九条** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第十八条第五項

第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の三十五第五項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者は第八十条の六第一項の登録を受けた者（以下この項において「製造販売業者等」という。）が、第十二条の二、第十三

三条第五項若しくは第六項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第五項、第十四条第二項、第十五項若しくは第十六項、第十四条の三第三項、第十四条の九、第十七条、第十八条第一項から第四項まで、第十八条の二、第十九条、第二十三

条、第二十三条の二の一、第二十三条の二の三  
第四項、第二十三条の二の五第二項、第十五項  
若しくは第六項、第二十三条の二の八第三項、  
第二十三条の二の十二、第二十三条の二の四  
十四（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十五第一項から第四項  
まで（これらの規定を第四十条の三において準

用する場合を含む。）、第二十三条の二の十五の二（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十三...の二の十六（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の二十二（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十三...の二十一、第二十三...の二十二

二十二第五項若しくは第六項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む）、第二十三条の二十五第二項、第十一項若しくは第二項、第二十三条の二十八第三項、第二十三条の三十四、第二十三条の三十五第一項から第四項まで、第二十三条の三十五の二、第二十三

二第五項若しくは第六項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）第四十一条の四、第四十六条第一項若しくは第四項第五十八条、第六十八条の二の五、第六十八条の三十六、第二十三条の四十一、第四十条の二

三二八条 第二項の二二第一項、第三項の二二第一項  
二の六第一項若しくは第二項、第六十八条の五  
第一項若しくは第四項から第六項まで、第六十  
八条の七第一項若しくは第六項から第八項ま  
で、第六十八条の九、第六十八条の十第一項  
第六十八条の十一、第六十八条の十四第一項  
第六十八条の十六、第六十八条の二二第一項

若しくは第六項から第八項まで、第六十八条の二四第一項、第八十条第一項から第三項まで若しくは第七項、第八十条の八若しくは第八十一条第一項の規定又は第七十二条第一項から第三項まで、第七十二条の二の二

二、第七十二条の四、第七十三条、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場

事務所その他他当該製造販売業者等が医薬品、医療機器若しくは再生医療装置等の製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問等ができる。

2 都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸貸業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十一条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第二

一項、第七十二条の二の二、第七十二条の四  
第七十二条の五、第七十三条、第七十五条第  
項、第七十六条、第七十六条の三の二及び第七  
十一条の二において同じ。)は、薬局開設者、  
医薬品の販売業者 第三十九条第一項若しくは  
第三十九条の三第二項の医療機器の販売業者

（以下この項において「販売業者等」という。）  
が、第五条 第七条第一項、第一項、第三項  
（第四十条第一項及び第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、  
第八条（第四十条第一項及び第四十条の七第

項において準用する場合を含む。）、第九条第  
四项（第四十条第一項、第二項及び第三項並びに  
第四十条の七第一項において準用する場合を含  
む。）若しくは第二項（第四十条第一項及び  
四十条の七第一項において準用する場合を含

並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む)、第九条の三から第九条の五まで第十条第一項(第三十八条 第四十一条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む)若しくは第二項(第三十

八条第一項において準用する場合を含む。)、第十一条(第三十八条、第四十条第一項及び第四十二条の七第一項において準用する場合を含む。)、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十九条から第二十九条の四まで、第三十条第三項並

ししくは第四項、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第三項から第五項まで、第三十五条から第三十六条の六まで、第三十六条の六から第三十七条まで、第三十九条第四項若しくは第五項、第三十九条の一、第三十九条の三三項、第四十条の四、第四十条の五第四項、第

五項若しくは第七項、第四十条の六、第四十一条、第四十六条第一項若しくは第四項、第四十九条、第五十七条の二（第六十五条の四において準用する場合を含む。）、第六十八条の二の六、第六十八条の五第三項、第五項若しくは第六項、第六十八条の七第二項、第五項若しくは

第八項、第六十八条の九第二項、第六十八条の十第二項、第六十八条の二十二第二項、第五项若しくは第八項若しくは第八十条第七項の規定又は第七十二条第四項、第七十二条の二第一項若しくは第二項、第七十二条の二の二、第七二条の四、第七十三条、第七十四条若しくは第七十五条第一項に基づく命令を遵守しているも

どうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

るときは、同項に規定する課徴金対象行為者又は同項に規定する課徴金対象行為に関して関係のある者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員に、当該課徴金対象行為者若しくは当該課徴金対象行為に関して関係のある者の事務所、事業所その他当該課徴金対象行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは当該課

第一項から第七項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(機構による立入検査等の実施)  
**第六十九条の二** 厚生労働大臣は、機構に、前条第一項若しくは第七項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第六項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

一時停止することその他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための应急の措置をとるべきことを命ずることができる。

3  
都道府県知事は薬局開設者が、第八条の二第一項若しくは第二項の規定若しくは第七十二条の三に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるとき、又は

6 徴金対象行為者その他の関係者に質問させることができ。厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前各項に定

3  
による立入検査若しくは質問又は同条第六項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。機構は第一項の規定により同項の政令で定

製品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品若しくは再生医療等製品、同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反

地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局（以下この章において「地域連携薬局等」という。）の開設者が第六条の二第三項若しくは第六条の三第三項若しくは第四項の規定若しくは第七十二条第五項若しくは第七十二条の二第三項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者若しくは当該地域連携薬局等の開設者に対し、厚生労働省令で定めるところにより

めるもののはか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、第八十条の六第一項の登録を受けた者その他の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う又は第十八条第五項、第二十三

4 第一項又は第二項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定める立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を都道府県知事に通知しなければならない。

して販売され、貸与され、若しくは授与された医療機器、同項の規定に違反して電気通信回線を通じて提供された医療機器プログラム、第十四条第三項、第五十五条（第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の四及び第六十八条の十九において準用する場合を含む。）、第五十五条の二（第六十条、第六十二条、第六四条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。）、第五十六条（第六十条及び第六十二

4 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置  
必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局若しくは地域連携薬局等に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

条の二の十五第五項、第二十三條の三十五第五項、第六十八條の五第四項、第六十八條の七第六項若しくは第六十八條の二十二第六項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、

質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならぬ。い。

条において準用する場合を含む)、第五十七条、第二項(第六十条、第六十二条及び第六十五条の四において準用する場合を含む)、第六十五条、第六十五条の五若しくは第六十八条の二十二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品、第二十三条の四

する市の市長又は特別区の区長は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者若しくは輸入した者は第五十六条の二第一項に規定する確認の手続に係る関係者が、同条（第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。）の規定又は第七十条第二項に基づく命令を遵守しているかどうかを確か

工場、店舗、事務所その他の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第七十条第一項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、收取させることができる。

し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
**(緊急命令)**

の規定により基準適合性認証を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十四条の二第一項若しくは第三項第三号若しくは第五号から第七号まで（これらの規定（同項第五号を除く。）を第七十五条の二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により第十四条若しくは第十九条の二の承認を取り消された医薬品、医薬部外品若しくは化粧品 第二十三

めるために必要があると認めるときは、当該者に対しても、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、当該者の試験研究機関、医療機関、事務所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは同条第一項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、取去させることができる。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、登録認証機関に對して、基準適合性認証の業務又は經理の状況に關し、報告をさせ、又は当該職員に、登録認証機関の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。 8 当該職員は、前各項の規定による立入検査、質問又は收去をする場合には、その身分を示す旨記載する。 7

療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、第十八条第五項、第二十三条の二の十五第五項、第二十二条の三十五第五項、第六十八条の五第四項、第六十八条の七第六項若しくは第六十八条の二十二第六項の委託を受けた者、第六十八条の六第一項の登録を受けた者又は薬局開設者に対し、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の販売若しくは

厚生労働大臣は、第七十五条の五の「第一項の規定による命令を行うため必要があると認め

証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

は授与 医療機器の貸与若しくは修理又は医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供を

項（第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十三条の

二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を取り消された医療機器若しくは体外診断用医薬品、第七十五条の三の規定により第二十三条の二十八第一項（第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の規定による第二十二条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を取り消された再生医療等製品又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、第五十六条の一（第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を輸入しようとする者又は輸入した者に対し、その医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の廃棄その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができるとがができる。

3 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前二項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、前二項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができるとができる。

4 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第八項の規定を準用する。  
(検査命令)

**第七十一条** 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者に対する、その製造販売又は修理をする医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品について、厚生労働大臣又は都道府県知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。  
(改善命令等)

**第七十二条** 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者に対して、その品質管理又は製造販売後安全管理の方法（医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者にあつては、その製造販売後安全管理の方法）を規定する。若しくは品質管理に係る業務を行う体制又はその製造販売後安全管理の方法。以下この項に

おいて同じ。)が第十二条の二第一項第一号若しくは第二号、第二十三条の二の二第一項第二号若しくは第二号又は第二十三条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しない場合においては、その品質管理若しくは製造販売後安全管理の方法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、醫療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者(選任外国製造医薬品等製造販売業者、選任外国製造再生医療等製品製造販売業者(以下「選任製造販売業者」と総称する。)を除く。以下この項において同じ。)又は第八十条第一項から第三項までに規定する輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業者に對して、その物の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者に對しては、その物の製造管理又は品質管理の方法。以下この項において同じ。)が第十四条第四号、第二项第四号、第二十三条の二の五第二項第一号、第二十三条の二十一第五第二項第四号若しくは第八十条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に適合せず、又はその製造管理若しくは品質管理の方法によつて医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品が第五十六条(第六十一条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十五条若しくは第十五条の五に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品若しくは第六十八条の二十に規定する生物由来製品が該当するようになるおそれがある場合においては、その製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

医療機器若しくは再生医療等製品が第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十五条若しくは第六十五条の五に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品若しくは第六十八条の二十に規定する生物由来製品に該当するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。

4 都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に対して、その構造設備が、第五条第一号、第二十六条第四項第一号、第三十四条第三項、第三十九条第四項、第三十九条の三第二項若しくは第四十条の五第四項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によつて医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品が第五十六条、第六十五条若しくは第六十五条の五に規定する医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品若しくは第六十八条の二十に規定する生物由来製品に該当するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部若しくは一部を使用することを禁止することができる。

5 都道府県知事は、地域連携薬局等の開設者に対して、その構造設備が第六条の二第一項第一号又は第六条の三第一項第一号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しない場合においては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止することができる。

第七十二条の二 都道府県知事は、薬局開設者又は店舗販売業者に対して、その薬局又は店舗が第五条第二号又は第二十六条第四項第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、当該基準に適合するようその業務の体制を整備することを命ずることができる。

2 都道府県知事は、配置販売業者に対して、その都道府県の区域における業務を行う体制が、第三十条第三項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、当該基準に適合するようその業務を行ふ体制を整備することを命ずることができる。

都道府県知事は、地域連携薬局等の開設者に對して、その地域連携薬局等が第六条の二第一項各号（第一号を除く。）又は第六条の三第二項各号（第一号を除く。）に掲げる要件を欠缺したときは、当該要件に適合するようにしての業務を行ふ体制を整備することを命ずることができる。

**第七十二条の二の二** 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に對して、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者に對して、その者の第九条の二（第四十条第一項及び第二項並びに第四十条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第二十三条の二の十五の二（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十三条の三十五の二、第二十九条の三、第三十一条の五又は第三十六条の二の二の規定による措置が不十分であると認める場合には、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

**第七十二条の三** 都道府県知事は、薬局開設者が第八条の二第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該薬局開設者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

**第七十二条の四** 第七十二条から前条までに規定するもののほか、厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者について、その者にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為があつた場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときには、その製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者又は貸与業者に対して、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。



の二の九第四項後段、第二十三条の二十九第四項  
四項後段若しくは第二十三条の三十一第四項  
の規定に適合しない資料を提出したとき。  
五 第七十二条第二項の規定による命令に従わ  
なかつたとき。

六 第十四条第十二項、第十四条の二の二第一  
項、第二十三条の二の五第十二項、第二十三  
条の二の六の二第一項、第二十三条の二十六  
第一項、第二十三条の二十六の二第一項又は  
第七十九条第一項の規定により第十四条、第  
二十三条の二の五又は第二十三条の二十五の  
承認に付された条件に違反したとき。

七 第十四条の二の二第一項第一号、第二十三  
条の二の六の二第一項第一号又は第二十三条  
の二十六の二第一項第一号に該当しなくなつ  
たと認めるとき。

八 第十四条、第二十三条の二の五又は第二十  
三条の二十五の承認を受けた医薬品、医薬部外  
品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品  
の製造販売業者、医薬品（体外診断用医薬品を  
除く。）、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品  
等製品の製造業者又は医療機器の修理業者につ  
いて、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の  
販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九  
条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは貸  
与業者又は再生医療等製品の販売業者につい  
て、この法律その他の薬事に関する法令で政令で  
定めるもの若しくはこれに基づく处分に違反す  
る行為があつたとき、又はこれらの者（これら  
の者が法人であるときは、その薬事に関する業  
務に責任を有する役員を含む。）が第五条第三  
号若しくは第十二条の二第二項、第十三条第六  
項（同一条第九項において準用する場合を含む。）  
、第二十三条の二の二第二項、第二十三条の二  
十一第二項、第二十三条の二十二第六項（同一条  
第九項において準用する場合を含む。）、第二十  
三条第五項、第三十条第四項、第三十四条第四  
項、第三十九条第五項、第四十条の二第六項  
(同一条第八項において準用する場合を含む)若  
しくは第四十条の五第五項において準用する第  
五条（第三号に係る部分に限る。）の規定に該  
当するに至つたときは、その許可を取り消し、

---

1

---

10

100

100

8

10

1

1

---

8

又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は医療機器の修理業者について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。  
第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者又は製造業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
当該製造販売業者又は製造業者（血液製剤（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二条第一項に規定する血液製剤をいう。以下この項において同じ。）の製造販売業者又は血液製剤若しくは原料血漿<sup>(3)</sup>を定める法律（昭和三十一年法律第六十号）第三号において同じ。）の製造業者に限る。）が、同法第二十七条第三項の勧告に従わなかつたとき。  
二 採血事業者（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第三項に規定する採血事業者をいう。次号において同じ。）以外の者が国内で採取した血液又は国内で有料で採取され、若しくは提供のあつせんをされた血液を原料として血液製剤を製造したとき。  
三 当該製造販売業者又は製造業者以外の者（血液製剤の製造販売業者又は血液製剤若しくは原料血漿<sup>(3)</sup>の製造業者を除く。）が国内で採取した血液（採血事業者又は病院若しくは診療所の開設者が安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十二条第一項第二号に掲げる物の原料とする目的で採取した血液を除く。）又は国内で有料で採取され、若しくは提供のあつせんをされた血液を原料として医薬品（血液製剤を除く。）、医療機器又は再生医療等製品を製造したとき。  
都道府県知事は、地域連携薬局の開設者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域連携薬局の認定を取り消すことができる。  
一 地域連携薬局が、第六条の二第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 地域連携薬局の開設者が、第六条の四第一項の規定又は同条第二項において準用する第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定に基づく命令に違反したとき。  
三 地域連携薬局の開設者が、第七十二条第五項又は第七十二条の二第三項の規定に基づく命令に違反したとき。  
都道府県知事は、専門医療機関連携薬局の開設者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、専門医療機関連携薬局の認定を取り消すことができる。  
一 専門医療機関連携薬局が、第六条の三第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。  
二 専門医療機関連携薬局の開設者が、第六条の三第三項の規定に違反したとき。  
三 専門医療機関連携薬局の開設者が、第六条の四第一項の規定又は同条第二項において準用する第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定に該当するに至つたとき。  
四 専門医療機関連携薬局の開設者が、第七十二条第五項又は第七十二条の二第三項の規定に基づく命令に違反したとき。  
（登録の取消し等）  
**第七十五条の二** 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者について、この法律その他薬事に関する法令で政令で定めるもの若しくはこれに基づく处分に違反する行為があつたとき、不正の手段により第十三条の二の二第一項若しくは第二十三条の二の三第一項の登録を受けたとき、又は当該者（当該者が法人であるときは、その薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が第十三条の二の二第五項において準用する第五条（第三号に係る部分に限る。）若しくは第二十三条の二の三第四項において準用する第五条（第三号に係る部分に限る。）の規定に該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
二 都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。  
（外国製造医薬品等の製造販売の承認の取消し等）  
**第七十五条の二の二** 厚生労働大臣は、外国特例承認取得者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、厚生労働大臣に通知しなければならない。

合には、その者が受けた当該承認の全部又は一部を取り消すことができる。

一 選任製造販売業者が欠けた場合において新たに製造販売業者を選任しなかつたとき。

二 厚生労働大臣が、必要があると認めて、外国特例承認取得者に対し、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 厚生労働大臣が、必要があると認めて、その職員に、外国特例承認取得者の工場、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品、醫療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う場所においてその構造設備又は帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、従業員その他関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なしに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

四 次項において準用する第七十二条第二項又は第七十四条の二第二項若しくは第三項（第一号及び第五号を除く。）の規定による請求に応じなかつたとき。

五 外国特例承認取得者又は選任製造販売業者についてこの法律その他要事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき。

第十九条の二、第二十三条の二の十七又は第二十三条の三十七の承認については、第七十二条第二項並びに第七十四条の二第一項、第二項及び第三項（第一号及び第五号を除く。）の規定を適用する。この場合において、第七十二条第二項中「第十四条第二項第四号、第二十三条の二の五第二項第四号、第二十三条の二十五第二項第四号若しくは第八十条第二項」とあるのは、「第十九条の二第五項において準用する第十四条第二項第四号、第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の五第二項第二項第四号若しくは第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十五第二項第四号」と、「命じ、又はその改善を行ふまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」とあるのは「請求する」と、第七十四条の二第一項中「第十四条の二の二第一項の」とあるのは第十九条の二第五項において準用する第十四条の二の二第一項の」と、「第二十三条の二

第七十五  
條

**第七十五条の三** 厚生労働大臣は、第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第二十三条の二の八第一項（第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第二十三条の二十八第一項（第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認に係る品目が第十四条の第一項各号、第二十条の二の八第一項各号若しくは第二十三条の二十八第一項各号のいずれかに該当しなかつたと認めるとき、医薬品、医療機器若しくは体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の第十四条の三第一項、第二十三条の二の八第一項若しくは第二十三条の二十八第一項の規定による第十四条、第十九条の一、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けた者が第十四条の三第二項において準用する第四条の二の二第二項、第二十三条の二の八第二項において準用する第二十三条の二の六の二第二項若しくは第二十三条の二十八第二項において準用する第二十三条の二十六の二第二項の規定に違反したとき、又は保健衛生上の危害の発生若しくは拡大を防止するため必要があると認めるとときは、これらの承認を取り消すことができる。

「医薬品 医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品若しくは」とあるのは「医療機器若しくは体外診断用医薬品若しくは」とあるのは「医療機器若しくは」である。厚生労働大臣は、機構に、第一項第三号の規定による検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。この場合において、労働省令で定めるところにより、当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。(特例承認の取消し等)

二 厚生労働大臣が、必要があると認めて、第十三条の三第一項又は第二十三条の二十四第四項の認定を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

た場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

いう。)があるときは、厚生労働大臣は、当該課徴金対象行為者に対し、課徴金対象期間に取引をした課徴金対象行為に係る医薬品等の対価の額の合計額(次条及び第七十五条の五の五第八項において「対価合計額」という。)に百分の四・五を乗じてたる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。

徵金対象行為者が課徵金対象行為に該当する事実を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告したときは、同項又は同条の規定により計算した課徵金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徵金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徵金対象行為についての調査があつたことにより当該課徵金対象行為について同項の規定による命令（以下「課徵金納付命令」という。）があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りとを予知してされたものであるときは、この限り

の職員に、第十三条の三第一項又は第二十三条の二十四第一項の認定を受けた者の工場、事務所その他医薬品（体外診断用医薬品を除く）

三 次項において準用する第七十二条の四第一項の規定による請求に応じなければならないことを。

四 项の判定による請求に応じなかつたときは、不正の手段により第十三条の二第一項又は第二十三条の二の四第一項の登録を受け

たとき。  
五 この法律その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分を皇旨する

定められたもの又はこれに基く处分は違反である  
行為があつたとき。

の四第一項の登録を受けた者については、第七十二条の四第一項の規定を準用する。この場合

において同項中「第七十二条から前条までは規定するもののほか、厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「医薬品、医薬部外品、

化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修

理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業

者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」とあるのは「第十三条の三の二第一項又は第二十三条の二の四第一項の登録を受けた

者」と、「その製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者又は貸与業者」と

あるのは「その者」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

第一項第二号の規定による検査又は質問については、第七十五条の二の二第四項の規定を準用する。

七十五条の五の二

違反する行為（以下「課徴金対象行為」といふ。）をした者（以下「課徴金対象行為者」と

**第七十五条の五の四** 第七十五条の五の二第一項  
又は前条の場合において、厚生労働大臣は、課  
課徴金の額の減額)

についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該課徴金対象行為に係る事業の全部を承継させ、

かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下この項において「特定事業承継子会社等」という。）がした課徴金対象行為とみなして、第七十五条の五の二からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第七十五条の五の二第一項中「当該課徴金対象行為者に対し」とあるのは、「特定事業承継子会社等（第七十五条の五の五第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）」に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等（第七十五条の五の五第一項中「受けた者は、第七十五条の二第一項」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等（第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）」は、第七十五条の五の二第一項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第七十五条の五の五第一項中「受けた者は、第七十五条の二第一項」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等（第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）」と同一の命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して、同項」とする。前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。当該会社は、政令で定める。

6 第二項及び第四項の場合において、第七十五条の五の二第二項及び第三項、第七十五条の五の三並びに前条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、厚生労働大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

8 厚生労働大臣は、課徴金納付命令を受けた者に対し、当該課徴金対象行為について、不当景品類及び不当表示防止法第八条第一項の規定による命令があつたとき、又は同法第十二条の規定により課徴金納付命令を受けた者は、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）と同様第三号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧すること

定により課徴金の納付を命じないものとされたときは、当該課徴金納付命令に係る課徴金の額を、対価合計額に百分の三を乗じて得た額を第七十五条の五の二第一項の規定により計算した課徴金の額から控除した額（以下この項において「控除後の額」という。）（当該課徴金納付命令に係る課徴金の額が第七十五条の五の四の規定により計算したものであるときは、控除後の額に百分の五十を乗じて得た額を控除後の額から控除した額）に変更しなければならない。この場合において、変更後の課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与）  
第七十五条の五の六 厚生労働大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の宛宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えるなければならない。

（弁明の機会の付与の方式）  
第七十五条の五の七 弁明は、厚生労働大臣が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（次条第一項において「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）  
第七十五条の五の八 厚生労働大臣は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、課徴金納付命令の宛宛人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 納付を命じようとする課徴金の額  
二 課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為

3 第二項第一項の課徴金の納付期限は、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納期限を記載しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（課徴金納付命令の方式等）  
第七十五条の五の九 前条第一項の規定による通知を受けた者（同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。次項及び第四項において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

（代理人）  
第七十五条の五の十 課徴金納付命令（第七十五条の五の五第八項の規定による変更後のものを含む。以下同じ。）は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、命令書の謄本を送達することによつて、その効力生ずる。

2 課徴金納付命令は、その宛宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

3 第二項の課徴金の納付期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする（納付の督促）  
第七十五条の五の十一 厚生労働大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による督促をし、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

（納付の督促）  
第七十五条の五の十二 前条第一項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（課徴金納付命令の執行）  
第七十五条の五の十三 破産法（平成十六年法律第二百一十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）、会社更生法（平成十四年法律第二百一十五号）、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第七十五条の五の十一第一項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。（送達書類）  
第七十五条の五の十四 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、厚生労働省令で定める。（送達に関する民事訴訟法の準用）  
第七十五条の五の十五 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）、第二百条第一項、第一百一条、第二百二条の二、第二百三十三条、第二百五条、第二百六条及び第二百八条の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第二百一条第一項中「執行官」とあるのは「厚生労働省の職員」と読み替えるものとする。

（公示事項）  
第七十五条の五の十六 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をることができる。  
一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合  
二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第二百八条の規定に











4  
項の規定による報告をしようとする者は、同項の規定にかかるわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に報告しなければならない。  
機構は、第一項の規定による情報の整理又は第二項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働大臣に  
通知しなければならない。

**第八十一条の五** 厚生労働大臣は、機構に、第八十一条の二第七項の規定による立入検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができ

て、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。  
**第八十条の九** 厚生労働大臣は、第八十条の六第一項の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る登録を抹消する。

一 不正の手段により第八十条の六第一項の登録を受けたとき。

二 第八十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。

三 この法律その他薬事に関する法令で政令で

三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四项第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(都道府県等が処理する事務)

**第八十一条** この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めると、都道府県知事、保健所を設置する市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。  
(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

**第八十二条の二** 第六十九条第二項及び第七十二条

**第八十二条** 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。  
(経過措置)

2 前項の立入検査又は質問についへては、第六十  
る。

九条の二第三項から第五項までの規定を準用する。

(原薬等登録原簿)  
**第八十条の六** 原薬等を製造する者（外国において製告する者を含む。）は、その原薬等の名称、

成分（成分が不明のものにあつては、その本質）、製法、性状、品質、貯法その他厚生労働

省令で定める事項について、原薬等登録原簿に登録を受けることができる。

厚生労働大臣は、前項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により申請を却下す

る場合を除き、前項の厚生労働省令で定める事項を原薬等登録原簿に登録するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による登録をしたときは、厚生労働省令で定める事項を公示するものとする。

**第八十条の七** 厚生労働大臣は、前条第一項の登録の申請が当該原薬等の製法、性状、品質又は

貯法に関する資料を添付されていないとき、その他厚生労働省令で定める場合に該当すると

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請を却きは、当該申請を却下するものとする。

第八十一条の八 第八十一条の六第一項の登録を受け下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

第ハ十一条のハ 第ハ十一条の六第一項の登録を受けた者は、同項に規定する厚生労働省令で定める事項の一部を変更しようとするとき（当該変更

が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、その変更について、原薬等登録を除く。は、

原簿に登録を受けなければならない。この場合においては、同条第二項及び第三項並びに前条

の規定を準用する。

項の厚生労働省令で定める軽微な変更について

一 不正の手段により第八十条の六第一項の登録を受けたとき。

二 第八十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったとき。

三 この法律その他の薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく处分に違反する行為があつたとき。

厚生労働大臣は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を、当該抹消された登録を受けていた者に対し通知するとともに、公示するものとする。

(機構による登録等の実施)

第八十条の十 厚生労働大臣は、機構に、政令で定める原薬等に係る第八十条の六第二項(第八十条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定による登録及び前条第一項の規定による登録の抹消(以下この条において「登録等」という。)を行わせることができる。

二 第八十一条の六第三項、第八十条の七及び前条第二項の規定は、前項の規定により機構が登録等を行う場合に準用する。

三 厚生労働大臣が第一項の規定により機構に登録等を行わせることとしたときは、同項の政令で定める原薬等に係る第八十条の六第一項若しくは第八十条の八第一項の登録を受けようとする者又は同条第二項の規定による届出をしようとする者は、第八十条の六第二項(第八十条の八第一項において準用する場合を含む。)及び第八十条の八第二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に申請又は届出をしなければならない。

四 機構は、前項の申請に係る登録をしたとき、若しくは申請を却下したとき、同項の届出を受理したとき、又は登録を抹消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

五 機構が行う第三項の申請に係る登録若しくはその不作為、申請の却下又は登録の抹消については、厚生労働大臣に対して、審査請求をする。

第六十八条の九 厚生労働大臣は、第八十条の六第一項の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る登録を抹消する。

三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(都道府県等が処理する事務)

**第八十一条** この法律に規定する厚生労働大臣の事務執行権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、保健所を設置する市町村の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

**第八十二条の二** 第六十九条第二項及び第七十二条第四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとすらる。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

**第八十三条の三** 第二十二条、第二十三条の二の二十一、第二十三条の四十一、第六十九条第一項、第四項、第六項及び第七項、第六十九条の二第二項、第七十条第一項及び第三項、第七十二条第三項、第七十二条の五、第七十六条の六第一項から第五項まで及び第七十七条の七第一項及び第二項、第七十二条の七の二並びに第七十六条の八第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次項において単に「第一号法定受託事務」という。)とする。

2 第二十二条、第六十九条第一項、第四項及び第六項、第七十条第一項及び第三項、第七十二条の七の二並びに第七十二条の八第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

この法律に規定する厚生労働大臣の事務執行権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、保健所を設置する市町村の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

**第八十二条** この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。この法律の規定に基づき、厚生労働大臣が毒薬及び劇薬の範囲その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

（動物用医薬品等）

**第八十三条** 医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品（治験使用薬物等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第二条第十五項、第六条の二第一項及び第二項、第六条の三第一項から第三項まで、第九条の三、第九条の四第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第六十条、第六十九条第五項、第七十二条第五項、第七十五条の五の二第一項から第三項まで、第七十五条の五の三、第七十五条の五の四、第七十五条の五の五第七項及び第八項、第七十五条の五の六、第七十五条の五の七第一項、第七十五条の五の八、第七十五条の五の九第四項、第七十五条の五の十一第一項及び第二項、第七十五条の五の十二第二第一項及び第三項、第七十五条の五の十四、第七十五条の五の十五、第七十五条の五の十六第一項及び第二項、第七十五条の五の十七、第七十五条の五の十八、第七十五条の五の十九、第七十六条の三の二、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六条の六の二、第七十六条の七第一項及び第一項、第七十六条の七の二、第七十六条の八の十八、第七十六条の九、第七十六条の十、第七十七条並びに第八十一条の四を除く。）中、「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中の「人」とあるのは「動物」と、第四条第一項中の「都道府県知事」（その所在地が保健所を設置す

「都道府県知事」と、同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号ロ、第二十五条の二第一項第二号、第三十二条第三項第五号、第二十九条の二第一項第二号、第三十二条第三項第五号、第二十九条の二第一項第二号中「医療を受けたる者」二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第一項中「医療を受けたる者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育業者」と、第九条第一項第二号中「一般用医薬品」（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）とあるのは「医薬品」と、第十四条第二項第二号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）についての残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第五項及び第十項、第二十三条の二の五第五項及び第十項並びに第二十三条の二の五第五項及び第一項第一号、第十四条の二の二第二项第一号、第二十三条の二の六の二第一項第一号、第二十三条の二の八第一項第一号、第二十三条の二十六の二第一項第一号及び第一项第一号の二十八第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康的維持」と、第十四条の二の二第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と「有すること」とあるのは「有すること又は申請に係る使用方法に従い使用されること」、当該医薬品が有する対象動物についての場合は、

の二の十七」とあるのは「第二十三条の二の五」若しくは第二十三条の二の十七」と、「第十四条の九若しくは第二十三条の二の十二」とあるのは「第二十三条の二の十二」と、同条第三項第二号中「第十四条の三第一項第二号」とあるのは「第二十三條の二の八第一項第二号」と読み替えるとあるのは「読み替える」と、第六十八条の二の六第二項中「医学医術」とあるのは「獣医学」と、第六十九条第二項中「都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十三条の五、第七十六条の三第一項並びに第七十六条、第七十六条の三の二及び第八十一条の二において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項及び第六項、第七十条第三項、第七十六条の三第一項並びに第七十六条の三の三中、「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条の三第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と、第七十七条の二第一項第一号、第七十七条の三及び第七十七条の四中「対象者」とあるのは「対象の動物」と、「人数」とあるのは「数」とする。

農林水産大臣は、第一項の規定により読み替えて適用される第二十三条の二十五第一項若しくは第十一項（第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第二十三条の三十七第一項の承認の申請又は第二十三条の三十二の二第一項の変更計画の確認の申出があつたときは、当該申請又は申出に係る再生医療等製品につき第一条の二十五第二項第三号ロ（当該再生医療等製品の使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物での人の健康を損なうものが生産されるおそれによる部分に限り、同条第十一項において準用する場合（第二十三条の二十六第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む）、第二十三条の二十六第一項第三号若しくは第二十三条の二十六第二項第三号（これららの規定の当該再生医療等製品の使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれによる部分に限り、これららの規定を第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の三十二の二第一項第三号ロ（当該再生医療等製品の使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれによる部分に限り、）に該当するかどうかについて、内閣総理大臣の意見を聴かなければならない。

（動物用医薬品の製造の禁止）

**第八十三条の二** 前条第一項の規定により読み替えて適用される第十三条第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限る。）又は第二十三条の二の三第一項の登録（体外診断用医薬品の製造業に係るものに限る。）を受けた者でなければ、動物用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品をいう。以下同じ。）の製造をしてはならない。

前項の規定は、試験研究の目的で使用するために製造をする場合その他の農林水産省令で定める場合には、適用しない。

（動物用再生医療等製品の製造の禁止）

**第八十三条の二の二** 第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十三条の二十二第一項の許可を受けた者でなければ、動物用再生医療等製品（専ら動物のために使用されるこ

第八（動）

(動物用医薬品及び動物用再生医療等製品の使用の規制)  
第八十三条の四 農林水産大臣は、動物用医薬品

**第八十三条の四 農林水産大臣は、動物用医薬品又は動物用再生医療等製品であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他のこと項に關し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。**

**2 前項の規定により遵守すべき基準が定められた動物用医薬品又は動物用再生医療等製品の使用者は、当該基準に定めるところにより、当該動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を使用しなければならない。ただし、獣医師がその診療に係る対象動物の疾病的治療又は予防のためやむを得ないと判断した場合において、農林水産省令で定めるところにより使用するときは、この限りでない。**

**3 農林水産大臣は、前二項の規定による農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、内閣総理大臣の意見を聴かなければならぬ。**

**(その他の医薬品及び再生医療等製品の使用の規制)**

**第八十三条の五 農林水産大臣は、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品(動物用医薬品を除く。)又は再生医療等製品(動物用再生医療等製品を除く。)であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その医薬品又は再生医療等製品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に關し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。**

**2 前項の基準については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「動物用医薬品又は動物用再生医療等製品」とあるのは「医薬品又は再生医療等製品」と、同条第三項中「前一項」とあるのは「第八十三条の五第一項及び同条第二項において**

て準用する第八十  
九のものとする。

**第八十三条の六** 第十八章  
登録認証機関の基準適合性認証  
閑し、賄賂を收受するときは、五年以下の不正の行為をして不正の行為をしたときは、七年以下の罰金又は職員又は職務に不当な行為をした場合は、五年以下の罰金又は職員になつた場合に処する。

則 二条の四第二項」と読み替え

- 三 第十四条第一項若しくは第十五項の規定による命令は第十四条の七の二第七項の規定による命令に違反した者

四 第二十三条の二第一項の規定に違反した者

五 第二十三条の二の五第一項若しくは第十五項の規定又は第二十三条の二の十の二第七項の規定による命令に違反した者

六 第二十三条の二の二十三第一項又は第七項の規定による命令に違反した者

七 第二十三条の二十第一項の規定に違反した者

八 第二十三条の二十五第一項若しくは第十一項の規定又は第二十三条の三十二の二第七項の規定による命令に違反した者

九 第二十四条第一項の規定に違反した者

十 第二十七条の規定に違反した者

十一 第三十三条の規定に違反した者

十二 第三十九条第一項の規定に違反した者

十三 第四十条の二第一項又は第七項の規定に違反した者

十四 第四十条の五第一項の規定に違反した者

十五 第四十三条第二項又は第二項の規定に違反した者

十六 第四十四条第三項の規定に違反した者

十七 第四十九条第一項の規定に違反した者

十八 第五十五条第二項（第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十九 第五十五条の一（第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二十 第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二十一 第五十六条の二第一項（第六十条、第六十二条、第六十四条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二十二 第五十七条第二項（第六十条、第六十二条及び第六十五条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二十三 第六十五条の規定に違反した者

二十四 第六十五条の五の規定に違反した者

二十五 第六十八条の二十の規定に違反した者

二十六 第六十九条の二の規定による命令に違反した者

二十七 第七十一条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の七第一項の規定による命令に違反した者

違反し、又は第七十条第三項若しくは第七十六条の七第二項の規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十八 第七十六条の四の規定に違反した者（前条に該当する者を除く。）

二十九 第八十三条の二第一項、第八十三条の二の二第一項、第八十三条の三又は第八十三条の四第二項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三十 第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十七条第一項の規定に違反した者

二 第四十七条の規定に違反した者

三 第五十五条第一項（第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の四及び第六十八条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第六十六条第一項又は第三項の規定に違反した者

五 第六十八条の規定に違反した者

六 第七十二条の五第一項の規定による命令に違反した者

七 第七十五条第一項又は第三項の規定による業務の停止命令に違反した者

八 第七十五条の二第一項の規定による業務の停止命令に違反した者

九 第七十六条の五の規定に違反した者

十 第七十六条の七の二第一項の規定による命令に違反した者

一一 第七十六条の二第一項の規定による命令に違反した者

一二 第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第三十一条の二第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 第十三条规定又は第八項の規定に違反した者

三 第十四条第十三項の規定による命令に違反した者

四 第十七条第一項、第五項又は第十項の規定に違反した者

五 第二十三条の二第一項の規定に違反した者

六 第二十三条の二の五第十三項の規定による命令に違反した者

- 七 第二十三条の二の十四第一項、第五項（第四十条の三において準用する場合を含む。）又は第十項の規定に違反した者

八 第二十三条の二十二第一項又は第八項の規定に違反した者

九 第二十三条の三十四第一項又は第五項の規定に違反した者

十 第三十九条の二第一項の規定に違反した者

十一 第四十条の六第一項の規定に違反した者

十二 第四十五条の規定に違反した者

十三 第四十六条第一項又は第四項の規定に違反した者

十四 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

十五 第四十九条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反した者

十六 毒薬又は劇薬に関し第五十八条の規定に違反した者

十七 第六十七条の規定に基づく厚生労働省令の定める制限その他の措置に違反した者

十八 第六十八条の十六第一項の規定に違反した者

十九 第七十二条第一項又は第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二十 第七十二条第三項から第五項までの規定に基づく施設の使用禁止の処分に違反した者

二十一 第七十二条の四第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

二十二 第七十三条の規定による命令に違反した者

二十三 第七十四条の規定による命令に違反した者

二十四 第七十四条の二第二項又は第三項の規定による命令に違反した者

二十五 第七十六条の六第二項の規定による命令に違反した者

二十六 第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者

二十七 第八十一条の八第一項の規定に違反した者

この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は正当な理由なく、権限を有する職員以外の者に漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条の二 第二十三条の十六第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録認証機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第十四項（同条第十五項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十四条の四第八項（第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十四条の六第六項（第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十三条の二の五第十四項（同条第十五項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十三条の二の九第七項（第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第二十三条の二十九第七項（第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七 第二十三条の三十一第六項（第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八 第六十八条の五第五項の規定に違反した者

九 第六十八条の七第七項の規定に違反した者

十 第六十八条の二十二第七項の規定に違反した者

十一 第八十一条の二第十項の規定に違反した者

前項各号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

二 第十四条第十六項の規定に違反した者



する事項が記載されている限り、第五十九条の規定を適用しない。  
(販売又は授与に関し医薬品とみなされる医薬部外品)

第十四条 医薬部外品であつて、附則第十二条の規定によりこの法律の規定に適合する表示がなされているものとみなされるもの、附則第十二条の規定によりこの法律の規定に適合する表示がなされているものとみなされる文書が添附されているもの又は前条の規定により第五十九条の規定の適用が除外されているものは、その販売又は授与については、第二条の規定にかかわらず、医薬品とみなす。(無許可医薬品等)

第十五条 この法律の施行前に旧法第二十六条(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して製造され、又は輸入された医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具は、第十二条第一項、第十八条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)又は第二十二条第一項の規定に違反して製造され、又は輸入されたものとみなす。(旧法による封かん)

第十六条 旧法第三十六条第一項の規定により毒薬又は劇薬の容器に施された封かんは、第五十八条の規定により施されたものとみなす。

(薬事監視員)

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第五十条の規定により薬事監視員を命ぜられてい

る者は、第七十七条第二項の規定により薬事監視員を命ぜられたものとみなす。

(旧法による処分及び手続)

第十八条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてなされた処分及び手続は、それぞれ、この法律の相当規定によつてなされたものとみなす。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行

前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされた裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三八年七月一二日法律第一

三五号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一号の次に一号を加える改正規定、第二十六条第二項の改正規定中第六条第一項第一号の二に係る部分及び第七十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める

日から施行する。

附 則 (昭和四四年六月二十五日法律第五

一号)

この法律は、公布の日から施行する。

表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに

第十条及び第十二条の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九条第

一項の表栄養審議会の項の改正規定、同表中医師試験研修審議会の項を改める改正規定並びに同表科教医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六条の七第三号にただし書を加える改正規定及び同法第三十六条の八に一号を加える改正規定並びに第二条から第九条までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年六月一三日法律第三  
七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日法律第八  
六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年一〇月一日法律第五  
七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年四月一四日法律第二  
二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

該承認の申請について承認を与える、又は与えな

い旨の処分が行われるまでの間は、改正後の第六十八条の規定は、適用しない。

4 この法律の施行の日から一年以内に第一項の規定により承認の申請が行われないとときは、又はその期間内に同項の規定により承認の申請が行なわれた場合において当該申請に対し承認を与えた場合は、当該品目に係る製造又は輸入の許可は、取り消されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に存する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具で、その容器、被包等にこの法律による改正前の薬事法(以下「旧法」という。)の規定に適合する表示がされているものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がされている限り、この法律による改正後の薬事法(以下「新法」という。)の規定に適合する表示がされているものとみなす。

4 この法律の施行の際現に存する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具に使用される容器若しくは被包又はこれらに添付される文書であつて、この法律の施行の際に旧法の規定に適合する表示がされているものが、この法律の施行の日から起算して一年以内に医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の容器若しくは被包又はこれらに添付される文書として使用されたときは、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がされている限り、新法の規定に適合する表示がされているものとみなす。

5 旧法の規定によつてした処分又は手続きは、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

6 附 則 (昭和五八年五月二十五日法律第五  
八号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七  
八号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七  
八号)

(施行期日)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九

年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施





きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** **(平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定(公布の日)  
(別に定める絶過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる絶過措置は、別に法律で定める。

**附 則** **(平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

**第三条** 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略  
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** **(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)  
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)

**附 則** **(平成一二年五月三一日法律第九一号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

**附 則** **(平成一二年一月二七日法律第一一二六号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** **(平成一三年六月二九日法律第八七号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** **(平成一四年七月三一日法律第九六号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** **(平成一四年七月三一日法律第九九号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第六条、第七条及び第二十八条から第二

十九条の二までの規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めること)を除くこと。

二 附則第二条第二項、第五条、第十七条、第二十七条及び第三十条から第三十二条までの規定(公布の日)

**第二条** 政府は、この法律の施行後三年を目途として、第二条の規定による改正後の薬事法(以下「新薬事法」という。)及び第三条の規定による改正後の完全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大を適確に防止するための安全性の確保に係る体制及び血液製剤の製造に関する体制の在り方を含め、これらの法律の規定について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第三条** 政府は、血液製剤をはじめとする生物由来製品による健康被害及び採血事業者の採血により献血者に生じた健康被害の救済の在り方について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

**第四条** 政府は、この法律の施行前にした行為に対する罰則(罰則に係る絶過措置)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** **(平成一四年七月三一日法律第九九号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** **(平成一四年七月三一日法律第九九号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** **(平成一四年七月三一日法律第九九号) 抄**  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二条の規定による改正に伴う絶過措置

の規定の施行前においても薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことができる。

第一条の規定による改正後の薬事法第六十八条の二第一項の承認又は同条第二項において準用する同法第八条第三項ただし書の許可の手続は、第一条の規定の施行前においても行うことができる。

**第八条** 第二条の規定の施行に医薬品(新薬事法第二十三条の二第一項に規定する医薬品(旧薬事法)といふ。)及び第三条の規定による改正後の医薬品(旧薬事法)を除く。以下この条において同じ。医薬部外品、化粧品又は医療機器(同項に規定する医療機器を除く。以下この条において同じ。)について第二条の規定による改正前の薬事法(以下「旧薬事法」といふ。)第十二条の許可(旧薬事法第二十条の二の規定に基づき定められた修理に係る特例による旧薬事法第十二条の許可を除く。以下この条及び附則第十一条において同じ。)及び旧薬事法第十四条の承認を受けていた者(附則第十六条の規定によりなお従前の例におけることとされた旧薬事法第十二条の許可を除く。以下この条及び附則第十一条において同じ。)は、当該品目による新薬事法第十二条及び第十三条の許可並びに新薬事法第十四条の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該品目に関する新薬事法第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第六項に規定する期間の残存期間と附則第十二条第三項に規定する期間の残存期間とのとみなす。

**第二条** 第二条の規定の施行に医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器について旧薬事法第十四条(旧薬事法第二十三条において準用する場合を含む。)の承認を受け、かつ、旧薬事法第十二条又は第二十二条の許可を受けていない者は、当該品目による新薬事法第十四条第六項の調査を受けたときは、同条の承認を受けたものとみなす。

**第三条** 第二条の規定の施行に医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器について旧薬事法第十四条(旧薬事法第二十三条において準用する場合を含む。)の承認を受け、かつ、旧薬事法第十二条又は第二十二条の許可を受けていない者は、当該品目による新薬事法第十四条第六項の調査を受けたときは、同条の承認を受けたものとみなす。

**第四条** 第二条の規定の施行に医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器について旧薬事法第十四条(旧薬事法第二十三条において準用する場合を含む。)の承認を受け、かつ、旧薬事法第十二条又は第二十二条の許可を受けていない者は、当該品目による新薬事法第十四条第六項の調査を受けたときは、同条の承認を受けたものとみなす。

**第五条** 第二条の規定による改正後の薬事法第二条第五項の生物由来製品若しくは同条第六項の特定生物由来製品の指定又は同法第六十八条の五において準用する同法第四十二条第一項の基本の設定については、厚生労働大臣は、第一条



(処分等の効力) この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれが、この法律の規定に相当の規定があるものでは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

#### (罰則に関する経過措置)

**第三十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

**第三十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成一四年一二月二〇日法律第

一九二号) 抄

(施行期日等)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条(政令への委任)の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 施行日前に旧薬事法の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後の薬事法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

**第三十三条** 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののはか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一五年六月一一日法律第七**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第一

六条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)の項の改正規定、附則第七条、第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十四条规定の改正規定は薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)附則第一条第一号に定める日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定めた場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### (罰則に関する経過措置)

**第三十一条** この法律(附則第一号に定める日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定めた場合におけるこの法律の施行の日のいづれか遅い日から起算して一年を超過した日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第五条までの規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日等)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条(政令への委任)の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 施行日前に旧薬事法の規定によりした処分、手續その他の行為は、前条の規定による改正後の薬事法の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

**第三十三条** 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののはか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一五年六月一一日法律第七**

三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第一

置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

**第九条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成一六年六月二三日法律第一

三五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八

七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

**第二百十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律は、平成十八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)

**第二百二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律は、平成十六年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第六条の規定は平成十六年四月一日から附則第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定は公布の日から施行する。

**第二百二十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律は、平成十六年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第六条の規定は平成十六年四月一日から附則第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定は公布の日から施行する。

**第二百二十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律は、平成十六年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第六条の規定は平成十六年四月一日から附則第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定は公布の日から施行する。

**第二百二十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第一

三 第一条中第三十六条の次に五条を加える改正規定(第三十六条の四に係る部分に限る。)及び第八十三条第一項の改正規定(第三十六条の四に係る部分に限る。)の規定に適用する。

**第一条** この法律は、新法第一二十七条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第四項まで、第五十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項の規定に適用する。

業として、薬事法第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品(以下「動物用医薬品」という。)を販売し、又は授与する既存一般販売業者についての前項の規定の適用については、同項中「新法第一二十七条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第四項まで、第五十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項」とあるのは、「新法第一二十七条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第四項まで、第五十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項」と読み替えて適用される新法第二十八条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第四項まで、第五十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項」とある。

**第一条** この法律は、新法第一二十七条から第二十九条の二まで、第三十六条の三に係る部分に限る。正規規定(第三十六条の三に係る部分に限る。)の規定に適用する。

二 第一条中第三十六条の次に五条を加える改正規定(第三十六条の三に係る部分に限る。)の規定に適用する。

三 第一条中第三十六条の次に五条を加える改正規定(第三十六条の三に係る部分に限る。)の規定に適用する。

四 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条の四に係る部分に限る。)の規定に適用する。

四 第二条並びに附則第二十二条、第二十三条の四に係る部分に限る。)の規定に適用する。

の六第二項及び第三項、第五十七條の二、第六十九條第二項、第七十三條並びに第七十五條第一項」とする。

**第四条** この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けている者(専ら薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対するのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業を営む者として同項の許可を受けている者に限る。)は、新法第三十四条第一項の卸販売業の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされる者に係る許可の有効期間は、旧法第二十六条第一項の許可の有効期間の残存期間とする。

**第五条** この法律の施行の際現に旧法第二十八条第一項の許可を受けている者(この法律の施行後に附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含み、附則第八条に規定する者を除く。以下「既存薬種商」という。)については、この法律の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めるまでの間は、新法第二十六条第一項の許可を受けないでも、引き続き既存薬種商に係る業務を行なうことができる。この場合において、旧法第二十八条第一項の規定は、薬事法第二十四条第二項の許可の更新については、「なおその効力を有する。」

**第六条** 前条の規定により引き続きその業務を行う既存薬種商については、その者を新法第六条第一項の店舗販売業の許可を受けた者とみなして、新法第二十九条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第三十六条の四まで、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十九条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の五、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項」とする。

**2** 前条の規定により引き続き薬種商販売業をして、動物用医薬品を販売し、又は授与する既存薬種商についての前項の規定の適用については、同項中「新法第八十三条第一項」であるのは、「新法第八十三条第一項の二まで、第六十九条第二項、第七十三条並びに第七十五条第一項」とする。

**第七条** この法律の施行前に旧法第二十八条第一項の許可を受けた者(当該許可の申請者が法人であるときは、同条第二項に規定するその業務を行う役員及び政令で定めるこれに準ずる者とし、この法律の施行後に附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。)は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という。)第三十六条の八第一項に規定する試験に合格した者とみなす。この場合において、同条第二項に規定する登録については、厚生労働省令で定めるところにより行うものとする。

**2** 業として、動物用医薬品を販売し、又は授与する者についての前項の規定の適用については、同項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という。)第三十六条の八第一項」とあるのは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項」と、「厚生労働省令」とあるのは、「農林水産省令」とする。

**第八条** 薬事法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者(この法律の施行の日までの間継続して当該許可(その更新に係る旧法第二十八条第一項の許可を含む。)により薬種商販売業が営まれている場合に限る。)については、次条に定めるものを除き、従前の例により引き続き当該薬種商販売業を営むことができる。

**第九条** 前条の規定により引き続き薬種商販売業をして、動物用医薬品を販売し、又は授与する既存薬種商についての前項の規定の適用については、同項中「新法第二十九条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の六第一項から第三十六条の四まで、第五十七条第一項の二まで、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十九条から第二十九条の二まで、第三十六条の五、第三十六条の五、第六十九条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項」とする。

**2** 前条の規定により引き続き薬種商販売業をして、動物用医薬品を販売し、又は授与する既存薬種商についての前項の規定の適用については、同項中「新法第八十三条第一項の二まで、第六十九条第二項、第七十三条並びに第七十五条第一項」とする。

適用については、同項中「医薬品医療機器等法第二十七条から第二十九条の三まで、第三十六条の五、第三十六条の六、第三十六条の九、第三十六条の十第一項から第六項まで、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十二条の二の二、第七十三条及び第七十五条第一項」とあるのは、「医薬品医療機器等法第八十三条第一項並びに第七十五条第一項」とする。

**第十条** この法律の施行の際現に旧法第三十条第一項の許可を受けている者(この法律の施行後に附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。)については、新法第三十条第一項まで、第五十七条の二第一項及び第三項、第五十九条第二項、第七十二条の二の二、第七十三条並びに第七十五条第一項」とする。

**2** 業として、動物用医薬品を販売し、又は授与する者についての前項の規定の適用については、同項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項」と、「厚生労働省令」とあるのは、「農林水産省令」とする。

**第十二条** 前条の規定によりその業務を行う既存配置販売業者については、旧法第三十四条の規定により読み替えて適用される場合において、その配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の都道府県知事の許可(薬事法第二十四条第二項の許可の更新を含む。)については、旧法第三十条(旧法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合において、旧法第三十条第一項(旧法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「配置員を指導し、監督しなければ」とあるのは、「配置員の資質の向上に努めなければ」とする。

**第十三条** 既存配置販売業者が、その許可に係る都道府県の区域以外の区域について配置しようとする場合において、その配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の都道府県知事の許可(薬事法第二十四条第二項の許可の更新を含む。)については、旧法第三十条(旧法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「配置員を指導し、監督しなければ」とあるのは、「配置員の資質の向上に努めなければ」とする。

**第十四条** この法律の施行の際現に旧法第三十五条第一項の許可を受けている者(この法律の施行後に附則第十七条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含み、次条及び附則第十六条第一項の二から第三十一条の五まで、第三十六条の九、第三十六条の十第七項、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十二条の二の二、第七十三条及び第七十五条第一項の規定を適用する。この場合において、医薬品医療機器等法第三十一条の二第二項、第三十六条の九第二号及び第三十六条の十第七項において準用する同条第三項から第五項までの規定中「登録販売者」とあるのは、「既存配置販売業者の配置員」とする。

**2** 前項の規定による許可を受けた者については、前三条の規定を準用する。

**第十五条** この法律の施行の際現に旧法第三十五条第一項の許可を受けている者であつて、新法第三十五条第二項に規定する医薬品に相当するものを販売するものは、この法律の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めるまでの間は、従前の例により引き続き当該許可に係る業務を行うことができる。

**第十六条** この法律の施行の際現に旧法第三十五条第一項の許可を受けている者であつて、業として、動物用医薬品を販売し、又は授与するものは、この法律の施行の日に新法第八十三条の二の二第一項の許可を受けた者とみなす。

**第十七条** この法律の施行前にされた旧法第二十六条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第七十五条第一項」とあるのは、「医薬品医療機器等法第八十三条第一項又は第三十五条の規定による許可の申請であ

の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第三十一条の二から第三十一条の五まで、第三十六条の九、第三十六条の十第六項まで、第五十七条の二、第六十九条第二項、第七十二条の二の二、第七十三条及び第七十五条第一項」とする。

**2** 前条の規定により引き続き薬種商販売業をする既存配置販売業者についての前項の規定の適用については、同項中「医薬品医療機器等法第六条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第七十五条第一項」とあるのは、「医薬品医療機器等法第八十三条第一項又は第三十五条の規定による許可の申請であ

つて、この法律の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

**第十八条** この法律の施行の際現に存する医薬品又は医薬部外品で、その容器若しくは被包又はこれらに添付される文書に旧法の規定に適合する表示がされているものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がされている限り、新法の規定に適合する表示がされているものとみなす。

**第二** 医薬品又は医薬部外品に使用される容器若しくは被包又はこれらに添付される文書であつて、この法律の施行の際現に旧法の規定に適合する表示がされているものが、この法律の施行の日から起算して一年以内に医薬品又は医薬部外品の容器若しくは被包又はこれらに添付される文書として使用されたときは、この法律の施行の日から起算して二年間は、引き続き旧法の規定に適合する表示がされている限り、新法の規定に適合する表示がされているものとみなす。

**第十九条** 新法第二十六条第一項（新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三十条第一項、第三十四条第一項又は第八十三条の二の第一項の許可の手続はこの法律の施行前に、新法第三十六条の三第一項第一号又は第二号の指定の手続は附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

**第二** 新法第三十六条の三第一項第一号又は第二号の指定については、厚生労働大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことができ る。

**第三** 新法第三十六条の四第一項（新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の試験に關し必要な準備は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

**第四** 新法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される新法第三十六条の四第一項の指定の手続は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

**第五** 第二条の規定による改正後の薬事法第二条第十四項の指定については、厚生労働大臣は附則第一附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定

第一条第四号に掲げる規定の施行前においても薬事・食品衛生審議会の意見を聴くことができる。

**(処分等の効力)**

**第二十条** この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によつてしたものとみなす。

**(罰則に関する経過措置)**

**第二十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなお努力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(条例との関係)**

月一日

**(検討)**

**第二十二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療法等の規定に基づく行為を处罚する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の規定の施行とともに、その効力を失うものとする。この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第二十三条** 地方公共団体の条例の規定であつて、第二条の規定による改正後の薬事法第七十六条の四及び第七十六条の五の規定に違反する行為を处罚する旨を定めているものの当該行為による部分については、第二条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の处罚については、その失効後も、なお従前の例による。

**(検討)**

月一日

**(薬事法の一  
部改正に伴う経過措置)**

**第二十四条** 第四十条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法（以下この条において「旧薬事法」という。）の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この項において「处分等の行為」という。）又は第四十条の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(罰則の適用に関する経過措置)**

**第二十五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、その規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**(施行期日)**

月一日

**(附則)**

月一日

**(抄)**

月一日







売をする者を選任するときは、当該申請をした者については、施行日から起算して三月を経過する日までの間（当該製造販売をする者が当該期間内に医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の許可の申請をした場合において、当該期間内に許可の拒否の処分があつたときは当該処分のあつた日までの間、当該期間を経過したときは当該申請について許可又は許可の拒否の処分があるまでの間）、は、医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第二項（第二号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

認証対象プログラム医療機器について医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三の認証の申請があつた場合において、当該申請に係る認証対象プログラム医療機器の製造（設計を含む。以下この項において同じ。）を附則第五条の規定により業として認証対象プログラム医療機器の製造をする者又はこの法律の施行の際現に外国において本邦に輸出される認証対象プログラム医療機器の製造をしている者が行うときは、当該申請をした者については、施行日から起算して三月を経過する日までの間（当該製造をする者又は当該製造をしている者が当該期間内に医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項又は第二十三条の二の四第一項の登録の申請をした場合において、当該期間内にこれららの登録の拒否の処分があつたときは当該処分のあつた日までの間、当該期間を経過したときは当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第二項（第三号に係る部分に限り、同条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

**第二十四条** この法律の施行の際現に旧薬事法第二十三条の二の認証を受けている場合又はこの法律の施行後に医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三の認証の申請があつた場合において、その認証を受けている指定高度管理医療機器等（同条第一項に規定する指定高度管理医療機器等をいい、認証対象プログラム医療機器を除く。以下この条において同じ。）又はその申請に係る指定高度管理医療機器等の設計を附則第六条第二項の規定により業として医療機器若しくは体外診断用医薬品の設計をする者又はこの法律の施行の際現に外国において本邦に輸出される医療機器若しくは体外診断用医薬品の設

計をしてゐる者が行うときは、当該品目に係る医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第二項第三号（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、施行日から起算して三月を経過する日までの間（これらの者が当該期間内に医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項又は第二十三条の二の四第一項の登録の申請を提出して登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、「同号中「製造所」とあるのは、「製造所（当該指定高度管理医療機器等の製造工程のうち設計のみをするものを除く。）」とす。）

（登録認証機関の業務規程の認可に関する経過措置）

**第二十五条** この法律の施行の際現に旧薬事法第二十三条の十第一項の規定による届出をしてい る者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、医薬品医療機器等法第二十三条の十第一項の認可の申請をしなければならない。

前項に規定する者は、施行日から起算して三月を経過する日までの間（その者が当該期間内に医薬品医療機器等法第二十三条の十第一項の認可の申請をした場合において、当該期間内に認可の申請を受けたとき）は、同条第一項の認可を受けないでも、基準適合性認証（医薬品医療機器等法第二十三条の四第一項に規定する基準適合性認証をいう。）の業務を行うことができる。

（登録認証機関に対する認証取消し等の命令に関する経過措置）

**第二十六条** 医薬品医療機器等法第二十三条の十 一の二又は第二十三条の十六第一項の規定は、登録認証機関（医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項に規定する登録認証機関をいう。）について生じた事由が施行日以後に生じた場合について適用し、当該事由が施行日以前に生じた場合には、なお從前の例によらる。

（再生医療等製品の製造販売業の許可に関する経過措置）

第十二条第一項の許可を受けている者（附則第六十三条の規定によりなお從前の例によることとされた同項の許可を受けた者（業として再生医療等製品の製造販売をしようとして当該許可を受けた者に限る。）を含む。）は、医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可に係る同条第二項に規定する期間は、旧薬事法第十二条第二項に規定する期間の残存期間とする。

（再生医療等製品の製造業の許可に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の際現に業として再生医療等製品の製造（小分けを含む。以下この条において同じ。）をしている旧薬事法第十三条第一項の許可を受けている者（附則第六十三条の規定によりなお從前の例によることとされた同項の許可を受けた者（業として再生医療等製品の製造をしようとして当該許可を受けた者に限る。）を含む。）は、当該品目について製造ができる区分に係る医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可に係る同条第三項に規定する期間は、旧薬事法第十三条第三項（同条第六項の許可の区分の変更又は追加の許可を受けている者にあっては、同条第七項において準用する同条第三項）に規定する期間の残存期間とする。

（再生医療等製品の外国製造業者の認定に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行の際現に業として再生医療等製品の製造（小分けを含む。以下この条において同じ。）をしている旧薬事法第十三条の三第一項の認定を受けている者（附則第六十三条の規定によりなお從前の例によることとされた同項の認定を受けた者（業として再生医療等製品の製造をしようとして当該認定を受けた者に限る。）を含む。）は、当該品目について製造ができる区分に係る医薬品医療機器等法第二十三条の二十一第一項の認定を受けたものとみなす。この場合において、当該認定に係る同条第三項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第三項に規定する期間は、旧薬事法第十三条の三第三項において準用する旧薬事法第十三条の規定の区分の変更又は追加の認定を受けた者に限る。この場合において、当該認定に係る同条第三項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十一第三項に規定する期間は、旧薬事法第十三条第三項において準用する旧薬事法第十三条の規定の区分の変更又は追加の認定を受けた者に限る。

（再生医療等製品の製造販売の承認に関する経過措置）

**第三十条** この法律の施行前に旧薬事法第十四条の承認を受けている者（附則第六十三条の規定によりなほ従前の例によることとされた旧薬事法第十四条の承認を受けた者を含む。）は、当該承認に係る品目（再生医療等製品に該当するものに限る。）に係る医薬品医療機器等法第二十三条の二十五の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該承認に係る同条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する期間は、旧薬事法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する期間の残存期間とする。

**第三十一条** この法律の施行前に医薬品（前条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十五条の承認を受けたものとみなされ、又は附則第三十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の三十七の承認を受けたものとみなされるものに限る。）又は医療機器（前条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十五条の承認を受けたものとみなされ、又は附則第三十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の三十七の承認を受けたものとみなされるものに限る。）について旧薬事法第十四条又は第十九条の二の規定により承認された事項の一部について旧薬事法第十四条第九項（旧薬事法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令（旧薬事法第八十三条第一項の規定が適用される場合にあっては、農林水産省令）で定める軽微な変更をした者であつて、旧薬事法第十四条第十項（旧薬事法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていないものについては、医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第七項（医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定において准用する場合を含む。）に掲げる医薬品又は第十九条の二の承認を受けた旧薬事法第十四条の四第一項各号（旧薬事法第十九条の四において准用する場合を含む。）に掲げる医薬品の再審査に関する経過措置）

を受けたものとみなされるものに限る。)の製造販売の承認を受けた者の地位を承継した者では、医薬品医療機器等法第二十三条の三十三第三項(旧薬事法第十九条の八第三項(旧薬事法第十九条の四において準用する場合を含む。)の規定による届出をしていないものについては、医薬品医療機器等法第二十三条の三十三第三項(旧薬事法第十九条の八第三項(旧薬事法第十九条の四において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。(再生医療等製品総括製造販売責任者等の設置に関する経過措置))

第三十五条 この法律の施行の際現に置かれていたる旧薬事法第十七条第一項の規定による品質管理及び製造販売後安全管理(旧薬事法第十二条の二第二号に規定する製造販売後安全管理を行なう。)を行う者は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、当該品質管理及び製造販売後安全管理に係る品目(再生医療等製品の二第二号に規定するものに限る。)に係る医薬品医療機器等法第二十三条の三十四第二項に規定する再生医療等製品総括製造販売責任者とみなす。

この法律の施行の際現に置かれている旧薬事法第十七条第三項若しくは第五項又は第六十八条の二第二項の規定による製造(小分けを含む。)の管理を行う者は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、当該管理に係る品目(再生医療等製品に該当するものに限る。)に係る医薬品医療機器等法第二十三条の三十四第二項に規定する再生医療等製品の製造販売業者の事業の休廃止等の届出に関する経過措置)

第三十六条 この法律の施行前にその事業を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開し、又は総括製造販賣責任者(旧薬事法第十七条第三項の二項に規定する総括製造販賣責任者をいう。)その他旧薬事法第十九条第一項の厚生労働省令(旧薬事法第八十三条第一項の規定が適用される場合にはあつては、農林水産省令。次項において同じ。)で定める事項を変更した医薬品又は医療機器の製造販賣業者(附則第二十七条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可を受けたものとみなされる者に限る。)であつて、旧薬事法第十九条第一項の規定による届出をしていないものについては、医薬品医療機器等法第二十三条の三十六第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にその製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した製造所を再開し、又は医薬品製造管理業者（旧薬事法第十七条第四項に規定する医薬品製造管理者をいう。）若しくは医療機器の製造所の責任技術者（同条第五項に規定する責任技術者をいう。）その他旧薬事法第十九条第二項の厚生労働省令で定める事項を変更した医薬品若しくは医療機器の製造業者（附則第二十八条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可を受けたものとみなされる者に限る。）又は旧薬事法第十三条の三第一項に規定する外国製造業者（附則第二十九条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の認定を受けたものとみなされる者に限る。）であつて、旧薬事法第十九条第二項の規定による届出をしていないものについては、医薬品医療機器等法第二十三条の三十六第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（外国製造再生医療等製品の製造販売の承認に関する経過措置）

**第三十七条** この法律の施行の際に旧薬事法第十九条の二の承認を受けている者（附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされた旧薬事法第十九条の二の承認を受けた者を含む。）は、当該承認に係る品目（再生医療等製品に該当するものに限る。）に係る医薬品医療機器等法第二十三条の三十七の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該承認に係る同条第五項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する期間は、旧薬事法第十九条の二第五項において準用する旧薬事法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する期間の残存期間とする。

（選任外国製造再生医療等製品製造販売業者に関する変更の届出に関する経過措置）

**第三十八条** この法律の施行前に選任製造販売業者（旧薬事法第十九条の二第四項に規定する選任製造販売業者をいう。以下この条において同じ。）を変更し、又は選任製造販売業者につき、その氏名若しくは名称その他旧薬事法第十九条の三の厚生労働省令（旧薬事法第八十三条第一項の規定が適用される場合にあっては、農林水産省令）で定める事項に変更があつた医薬品又は医療機器の外国特例承認取得者（旧薬事法第

十九条の第一第四項に規定する外国特例承認取得者をいい、前条の規定により医薬品医療機器等法第二十三条の三十七の承認を受けたものとみなされる者に限る。）であつて、旧薬事法第十九条の三の規定による届出をしていないものについては、医薬品医療機器等法第二十三条の三十八の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（高度管理医療機器の販売業及び貸与業の許可に関する経過措置）

**第三十九条** この法律の施行の際現に業としてプログラム高度管理医療機器（高度管理医療機器一項に規定する高度管理医療機器プログラムをいう。以下この条において同じ。）又はこれを記録した記録媒体たる高度管理医療機器を行う。（以下同じ。）を販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供している者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、同項の許可の申請をしなければならない。ただし、高度管理医療機器の製造販売業者（附則第三条第二項の規定により業としてプログラム高度管理医療機器の製造販売業者を含む。以下この項において同じ。）がその製造等をし、又は輸入をしたプログラム高度管理医療機器を高度管理医療機器の製造業者、製造業者（附則第五条第二項の規定により業としてプログラム高度管理医療機器の製造をする者及びこの法律の施行の際現に外国において本邦に輸出されるプログラム高度管理医療機器の設計をしている者並びに附則第六条第二項の規定により業として高度管理医療機器の設計をする者及びこの法律の施行の際現に外国において本邦に輸出される高度管理医療機器の設計をしている者を含む。以下この項において同じ。）、販売業者（次項の規定により業としてプログラム高度管理医療機器を販売し、若しくは授与し、若しくは販売若しくは授与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供する者を含む。）又は貸与業者（次項の規定により業としてプログラム高度管理医療機器の製造販売業者又は製造業者に、そ

れぞれ販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供するときは、この限りでない。

前項本文に規定する者は、施行日から起算して三月を経過するまでの間（その者が当該期間内に医薬品医療機器等法第三十九条第一項の許可の申請をした場合においては、同条第一項の許可を受けないまでの間）は、当該期間内に許可の拒否の処分があつたときは当該処分のあつた日までの間、当該期間を経過したときは当該申請について許可又は許可の拒否の処分があるも、引き続き、業として、プログラム高度管理医療機器を販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供することができる。

2 理療機器等の製造業者がその製造した高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ貸与し、又は貸与の目的で陳列するときは、この限りでない。

前項本文に規定する者は、施行日から起算して三月を経過するまでの間（その者が当該期間内に医薬品医療機器等法第三十九条第一項の許可の申請をした場合において、当該期間内に許可の拒否の処分があつたときは当該処分のあつた日までの間、当該期間を経過したときは当該申請について許可又は許可の拒否の処分があるまでの間）は、同条第一項の許可を受けないでも、引き続き、業として、高度管理医療機器等を貸与し、又は貸与の目的で陳列することができる。

（管理医療機器の販売業及び貸与業の届出に関する経過措置）

**第四十二条** この法律の施行の際現に業としてプログラム管理医療機器（管理医療機器プログラム（医薬品医療機器等法第三十九条の三第一項に規定する管理医療機器プログラムをいう。以下この条において同じ。）又はこれを記録した記録媒体たる管理医療機器をいう。以下同じ。）を販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供している者（旧薬事法第三十九条第一項又は医薬品医療機器等法第三十九条第一項の許可を受けた者を除く。）は、施行日から起算して七日を経過する日までに、医薬品医療機器等法第三十九条の三第一項の規定による届出をしなければならない。ただし、管理医療機器の製造販売業者（附則第三条第二項の規定により業としてプログラム管理医療機器の製造販売をする者を含む。以下この項において同じ。）がその製造等をし、又は輸入をしたプログラム管理医療機器を管理医療機器の製造販売業者、製造業者（附則第五条第二項の規定により業としてプログラム管理医療機器の製造をする者及びこの法律の施行の際現に外国において本邦に輸出される管理医療機器の設計をしている者を含む。以下この項において同じ。）、販売業者（次項の規定により業としてプログラム管理医療機器の設計をする者及びこの法律の施行の際現に外国において本邦に輸出されるプログラム管理医療機器の設計をしている者を含む。以下この項において同じ。）

し、若しくは授与し、若しくは販売若しくは授与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供する者を含む。) 又は貸与業者(次項の規定により業としてプログラム管理医療機器を貸与し、又は貸与の目的で陳列する者を含む。) に、管理医療機器の製造業者がその製造したプログラム管理医療機器を管理医療機器の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供するときは、この限りない。

前項本文に規定する者は、施行日から起算して七日を経過するまでの間は、医薬品医療機器等法第三十九条の三第一項の規定による届出をしないでも、引き続き、業として、プログラム管理医療機器を販売し、授与し、若しくは貸与し、若しくは販売、授与若しくは貸与の目的で陳列し、又は管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供することができる。

第四十三条 この法律の施行の際に管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。次条において同じ。) について旧薬事法第三十九条の三第一項の規定による届出をしている者は、医薬品医療機器等法第三十九条の三第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第四十四条 この法律の施行の際に業として管理制度医療機器(プログラム管理医療機器を除く。以下この条において同じ。) を貸与し、又は貸与の目的で陳列している者を除く。(貸貸し、又は貨貸貸し、又は貸貸貸しの目的で陳列している者を除く。以下この条において同じ。) は、施行日から起算して七日を経過する日までに、医薬品医療機器等法第三十九条の三第一項の規定による届出をしなければならない。ただし、管理制度医療機器の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入をした管理制度医療機器を管理制度医療機器の製造販売業者、製造業者(附則第六条第二項の規定により業として管理制度医療機器の設計をする者及びこの法律の施行の際に外国において本邦に輸出される管理制度医療機器の製造業者がその製造した管理制度医療機器を管理制度医療機器の製造販売業者又は製造業者(次項の規定により業として管理制度医療機器を貸与し、又は貸与の目的で陳列する者を含む。) に、管理制度

2  
に、それぞれ貸与し、又は貸与の目的で陳列するときは、この限りでない。

前項本文に規定する者は、施行日から起算して七日を経過するまでの間は、医薬品医療機器等法第三十九条の三第一項の規定による届出をしないでも、引き続き、業として、管理医療機器を貸与し、又は貸与の目的で陳列することができる。

(再生医療等製品の販売業の許可に関する経過措置)

**第四十五条** この法律の施行の際現に業として再生医療等製品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列している旧薬事法第四条第一項、第三十四条第一項又は第三十九条第一項の許可を受けている者(附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされた旧薬事法第四条第一項、第三十四条第一項又は第三十九条第一項の許可を受けた者(業として再生医療等製品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列しようとしてこれらの許可を受けたものとみなす。)を含む。)は、医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、同条第四項に規定する期間は、旧薬事法第四条第四項、第二十四条第二項又は第三十九条第四項に規定する期間の残存期間とする。

(再生医療等製品営業所管理者の設置に関する経過措置)

**第四十六条** この法律の施行の際現に置かれている薬局又は営業所(この法律の施行の際現に業として再生医療等製品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列している旧薬事法第四条第一項、第三十四条第一項又は第三十九条第一項の許可を受けている者(附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされた旧薬事法第四条第一項、第三十四条第一項又は第三十九条第一項の許可を受けた者(業として再生医療等製品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列しようとしてこれらの許可を受けたものとみなす。)を含む。)の薬局又は営業所に限る。)を管理する者は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、医薬品医療機器等法第四十条の六第一項に規定する再生医療等製品営業所管理者とみなす。









なす。この場合において、当該登録に係る同条第二項において準用する第二号新医薬品医療機器等法第十三条の二の二第四項に規定する期間は、当該製造所について受けた当該認定に係る第二号旧医薬品医療機器等法第十三条の三第三項において準用する第二号旧医薬品医療機器等法第十三条第三項に規定する期間の残存期間とする。

(選任)外国製造医薬品等製造販売業者に関する変更の届出等に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行前に第一条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「旧医薬品医療機器等法」という。)第十九条の三に規定する変更をした者であつて、同条の規定による届出をしていないものについては、第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「新医薬品医療機器等法」という。)第十九条の三第二項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

**2** この法律の施行前に旧医薬品医療機器等法第二十三条の二の十八に規定する変更をした者であつて、同条の規定による届出をしていないものについては、新医薬品医療機器等法第二十三条の二の十八第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

**3** この法律の施行前に旧医薬品医療機器等法第二十三条の三十八に規定する変更をした者であつて、同条の規定による届出をしていないものについては、新医薬品医療機器等法第二十三条の二の三十八第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(認証の申請に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前に旧医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項又は第六項の規定により行われた認証の申請に係る資料については、新医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第三項の規定は、適用しない。(医薬品、医療機器又は再生医療等製品の容器等の記載事項に関する経過措置)

**第五条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)から起算して二年を経過する日までの間に製造販売をされた医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての第二号新医薬品医療機器等法第五十二条第一項、第六十三条の二第一項又は第六十五条

第六条

**第六条** 第二条の規定の施行の際現に医薬品、医療機器又は再生医療等製品について第二号旧医薬品医療機器等法第五十二条の二第一項、第六十三条の三第一項又は第六十五条の四第一項の規定によりされている届出は、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての第二号新医薬品医療機器等法第六十八条の二の三第一項の規定によりされた届出とみなす。

第二条の規定の施行の際現に医薬品、医療機器又は再生医療等製品について第二号旧医薬品医療機器等法第五十二条の二第二項、第六十三条の三第二項又は第六十五条の四第二項の規定によりされている公表は、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての第二号新医薬品医療機器等法第六十八条の二の三第二項の規定によりされた公表とみなす。

(医薬品等を識別するための符号の容器への表示等に関する経過措置)

**第七条** 第三条の規定の施行の際現に存する医薬品、医療機器又は再生医療等製品については、同条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二の五の規定は、適用しない。  
(課徴金納付命令等に関する経過措置)

**第八条** 第二号新医薬品医療機器等法第七十五条の五の二から第七十五条の五の十九までの規定は、第二号施行日以後に行われた第二号新医薬品医療機器等法第七十五条の五の二第一項に規定する課徴金対象行為について適用する。  
(治験使用薬物等の副作用等の報告に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十条の二第二項の規定により届け出られた計画に係る治験(施行日前に同項ただし書の規定により開始した治験を含む。)については、新医薬品医療機器等法第八十条の二第六項、第七項及び第九項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

の三の規定の適用については、第二号新医薬品医療機器等法第五十二条第一項、第六十三条の

第

（申請に対する経過措置）

第十一條 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 旧医薬品医療機器等法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認の申請であつて、この法律の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないもの

二 旧医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三の認証の申請であつて、この法律の施行の際、認証をするかどうかの処分がされていないもの

三 第二号旧医薬品医療機器等法第四条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十三条の二十第一項、第二三十三条の二十二第一項、第二十六条第一項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十九条第一項、第四十条の二第一項又は第四十条の五第一項の許可の申請であつて、第二条の規定の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないもの

四 第二号旧医薬品医療機器等法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七条の承認の申請であつて、第一条の規定の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないもの

三 第二号旧医薬品医療機器等法第十三条の三第一項又は第二十三条の二十四第一項の認定の申請であつて、第一条の規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないもの

四 第二号旧医薬品医療機器等法第二十三条の二の二第一項、第二十三条の二の四第一項又は第二十三条の七第一項の登録の申請であつて、第二条の規定の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの

（施行前の準備）

薬品医療機器等法第二十三条の二の十の一第一項若しくは第三項又は第五十六条の二第一項の

2 薬品医療機器等法第二十三条の二の十の二第一項の規定により、その申請を行なうことができる。  
3 厚生労働大臣は、施行日前においても、新医薬品医療機器等法第二十三条の二の十の二第九項から第十二項までの規定の例により、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（第十三項において「機構」という。）に、新医薬品医療機器等法第七十七条の二第二項及び第三項の確認を行なえることができる。  
4 新医薬品医療機器等法第七十七条の二第二項又は第三項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、新医薬品医療機器等法第七十七条の二第二項又は第三項の規定の例により、指定をすることができる。  
5 厚生労働大臣は、前項の規定による指定の申請があつた場合には、施行日前においても、新医薬品医療機器等法第七十七条の二第二項又は第三項の規定の例により、指定をすることができる。  
6 新医薬品医療機器等法第七十七条の二第二項又は第三項の規定による指定については、厚生労働大臣（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医療機器又は再生医療等製品にあっては、農林水産大臣）は、施行日前においても、新医薬品医療機器等法第七十七条の二第二項又は第三項の規定の例により、その効力を生ずる。  
7 第二号新医薬品医療機器等法第六条の二第一項又は第六条の三第一項の認定を受けようとする者は、第二号施行日前においても、第二号新医薬品医療機器等法第六条の二第一項及び第七条の二第二項又は第三項の規定の例により、その申請を行なうことができる。  
8 都道府県知事は、前項の規定による認定の申請があつた場合には、第二号施行日前においても、



(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項 第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(公示送達等の方法に関する経過措置)

**第二条** 次に掲げる法律の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送达又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送达又は通知については、なお従前の例による。

一から五まで 略

六 第三十二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十五条の五の八第二項並びに第七十五条の十六第二項及び第三項

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (令和五年一二月一三日法律第八**

(施行期日) 抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条及び第二十九条の規定 公布の日

(政令への委任)

**第二十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。